第 1 回

ごみ処理施設調査特別委員会会議録

令和4年9月13日

忠 岡 町 議 会

ごみ処理施設調査特別委員会(第1回)会議録

日 時 令和4年9月13日(火)午前10時00分開会 場 所 委員会室

1. 出席委員

委員長北村孝副委員長三宅良矢委員河瀬成利委員小島みゆき委員二家本英生委員是枝綾子委員松井匡仁委員前川和也委員今奈良幸子委員勝元由佳子委員河野隆子

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原	健士	副 町 長	井上	智宏
教育長	富本	正昭	町長公室長	立花	武彦
秘書人事課長	中定	昭博	住民部長	谷野	栄二
	lim t ti				

住民部次長兼生活環境課長 新城 正俊

オブザーバー 和田 善臣議長

1. 本議会の職員

 事務局長
 柏原
 憲一

 主
 査
 酒井
 宇紀

 主
 査
 岩間早百合

委員長(北村 孝議員)

おはようございます。

委員皆様にはご多忙のところご参集いただきまして、ありがとうございます。

このたび、委員皆様のご推挙を頂き、当委員会の委員長に私が、副委員長に三宅良矢議 員が就任することになりました。よろしくお願いいたします。

本委員会は、「令和6年4月1日以降のごみ処理方式等についての調査・研究を行う」 目的で、9月9日の本会議において設置された委員会でございます。

つきましては、本委員会が委員会としての機能を十分に果たせるよう、委員各位のご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから、忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会(第1回)を開会いたします。

(「午前10時00分」開会)

委員長(北村 孝議員)

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長(北村 孝議員)

本日の出席委員は全員ですので、委員会は成立いたしております。

委員長(北村 孝議員)

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、2番・河瀬成利委員を指 名いたします。

委員長(北村 孝議員)

開会に先立ち、町長よりご挨拶を頂きます。町長。

町長(杉原 健士町長)

改めまして、おはようございます。委員皆様方には、早朝よりご参集いただきまして、 誠にありがとうございます。

今日は特別委員会ということで、今後のごみ処理問題についての議論となるわけでございますけれども、私、かねがねから言ってますように、一丁目一番地の施策の中で、当然私、就任以来、マニフェストの中には広域で行こうという文言をマニフェストに書かせていただきました。その後、いろいろ調査・研究して、その結果、公民連携で行こうという決意になった次第でございます。それには、何でこういうふうになったのかということは、この特別委員会でいろんなところで質問を受けて、また答弁させていただきたいと思います。

何といっても長期包括で10年が過ぎて、その後プラス5年という忠岡町にとって5年のロスが起こっていくという中において、それで財政的な規模からして、どういうことをやれば一番忠岡町にとっていいのかということを模索しながら、こういうことになった次第でございます。その辺を十分皆さんご理解いただきまして、この方針にですね、できましたら賛同していただきたいと思っております。

できれば、こういう方式がですね、日本中の中で一番最初のトップバッターになるのかなと。まあ、引き合いに出されているような掛川市云々かんぬんとか言うてますけど、あそことは我々考えが全然違いますので、その辺を十分踏まえてご議論いただいたらありがたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長(北村 孝議員)

ありがとうございます。

早速、議事に移ります。発言の際は、議員・理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてからの発言としていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、発言者はマイクのスイッチを押してから発言されますようお願いいたします。

委員長(北村 孝議員)

それでは、案件1 今後のごみ処理施設について、理事者に説明を求めます。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

新城課長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

おはようございます。生活環境課の新城でございます。先日、8月24日に今後のごみ 処理方針について資料をお配りさせていただいた同説明にはなるんですけども、今回、説 明させていただきます。よろしいでしょうか。

それとですね、今、お手元のほうに正誤表をつけさせていただいております。ちょっと こちらのほうで市場価格調査の単価の誤りと、それと、公民連携と違いまして、広域処理 方式、ケース2の場合ですね。こちらの分が消費税が含まれておりましたので、全て消費 税抜きの計算になってますので、その分で修正がございましたので、よろしくお願いしま す。

ちょっとこれから見ましたら、単独処理ケースの場合と、ケース3、いわゆる公民連携協定方式については若干の費用が増額となっております。広域の分につきましては消費税を抜いた形になりましたので、少し金額が減額となっている資料になっております。修正のほう、よろしくお願いします。

それでは、ご説明させていただきます。よろしくお願いします。

本件につきましては、昨年当初より令和6年4月以降のごみ処理方式について調査を始めまして、廃棄物減量等推進審議会の専門部会等々において審議を重ねてまいりました。 先般、6月29日の全員協議会では、これについての中間報告をさせていだたいておりま したが、その後の事業者サウンディング等を通して、さらなる検討を進めてまいりました ので、その内容をご報告させていただきます。先日お配りさせていただいた資料の1ページをご覧ください。

まずは、本町における一般廃棄物処理の現状ということで、こちらは人口推移を折れ線グラフ、ごみ排出量を棒グラフにして表したものでございます。令和4年度予算時と令和18年度予算時と比較しますと、人口が約9.1%減少するのに合わせて、ごみ搬出量についても約8.8%減少することが予測されておりました。おおむね人口減少と同じスピードでごみ量も減少することが想定されております。グラフでお示しした期間において、人口、ごみ量ともに一貫して減少傾向にあることからも、今後もその傾向は続くということが予想されています。これは新しい施設整備を考える場合、十分に考慮しておかなければならないポイントの1つでございます。

2ページをよろしくお願いします。続きまして、こちらは一般廃棄物処理経費を比較したものでございます。この表は、住民1人当たりのごみ処理経費について府下市町村で比較したものでありますが、大阪府下の平均値がおおむね1万5,000円といった中、本町においては約3万6,000円といった現状であります。府下で突出して高いといった現状でございます。

これの要因としましては、施設の老朽化による機器更新工事、これにかかる経費が増加していることなどが推察されるところであります。また、廃棄物処理施設を整備した当初は、建設費の負担や起債償還により高めで推移し、その後は基幹改良工事等はありますが、ごみ処理費用は低めに推移するという傾向にありまして、近隣の市町がかなり低い金額となっているのも、当初建設時の起債償還が終了したことによるものでございます。こういった状況から、今後のごみ処理方針を選定するに当たっては、経費を抑えた手法を検討することが重要となってまいります。

3ページをよろしくお願いします。さきの2つのグラフでお示しした内容と重複する部分もございますが、ごみ処理方針を検討するに当たって4つの課題を整理いたしました。まずは1つ目、人口減少に伴うごみ量の減少ということで、先ほどお示しのとおり、今後は人口減少に伴ってごみ量も減少することが想定されております。一般的に施設規模に対してごみ処理量が60%から70%を下回った場合、安全稼働が困難となると言われていることからも、適切な施設規模等を検討し、持続的な廃棄物処理を行うことが求められております。

続いて、(2)ですが、税収の減少ですが、記載のとおり、人口減少により住民税等の

税収及び地域経済縮小に伴う法人町民税、固定資産税等の税収が減少することが想定されており、ごみ処理においても、負担軽減、地域振興の観点から、事業検討することが求められております。

(3) の廃棄物処理施設整備費の高騰、財政負担については、近年の廃棄物処理機器の高度化や、昨今の国際情勢の不安定化による影響で、施設建設費及び維持管理費が高騰していることから、非常に大きな財政負担が想定されます。こうした状況を踏まえて、従来の事業方式にとらわれることなく、民間活力の活用も含め、可能な限り財政負担を軽減する事業方式を検討し、立案することが求められていると言えます。

最後に、(4)災害廃棄物処理につきましては、近年、国内では大規模災害が多発し、 災害廃棄物の処理、復旧、復興への大きな課題となっています。また、全域において市街 地が形成されている本町においては、災害ごみの集約による応急対応も考えにくいことか ら、十分な処理能力を持った受入れ先を確保することが求められます。下段の表は、地震 種別による災害廃棄物の量を示したものです。今後行われるごみ処理においては、このよ うな課題に対応することが必要であります。

続きまして、4ページをお願いします。課題に対応した取組について取りまとめております。また、これらの課題と取組に加え、地球温暖化への対応も踏まえまして、5つの基本方針を定めて、今後のごみ処理事業の検討を進めてまいります。

5ページをお願いします。そのような基本方針を踏まえて、本町で考えられるごみ処理の手法として、ケース1、忠岡町単独処理方式、ケース2、広域処理方式、ケース3、公民連携協定方式の3案について、これまで検討を行ってきたところでございます。この表は、それらの事業方式別に、大きく地域貢献、経済性、監視、人口減・ごみ量減、国の施策の5項目について、定性評価を実施した資料でございます。各項目について評価の高いものから二重丸、丸、三角の3段階で評価し、その合計を下段に示しておりますが、今回のご説明では5つの項目ごとに主立った部分についてピックアップしてご説明させていただきます。

まずは、地域貢献の項目から財源確保につきまして、ケース1、2については、実施主体は公共でありまして、収入は発生いたしませんが、ケース3では町外から搬入される廃棄物に対して負担金を設定することで、新たな財源を確保することができるという点で秀でているといった評価になっております。一方で、そうした廃棄物搬入があるということに対しては、産業系循環型資源廃棄物の受入れ理解が必要ということで、ケース3の評価は三角としております。

続いて、経済性の項目から収集運搬費を見てみますと、ケース1、3においては、現有施設の土地に建設ということで、現状と変わらない収集が可能と想定されますが、ケース2については広域処理組合の施設まで運搬を行う必要があり、現状より費用が増加することから三角評価としております。また、税収については、ケース2では町外施設につき法

人税等へのはね返りは見込めないことから三角評価、ケース3では施設の所有、運営は民間で行うスキームのため、法人町民税に加えて固定資産税へのはね返りが見込めることから、二重丸評価としています。また、ケース1については、施設の所有が町であるため、固定資産税の賦課は想定されないため、中間の丸評価としています。

続いて、監視の項目からモニタリングについて見てみますと、ケース2では、一部事務組合参入が実現した場合、組合議会で運転状況や予算・決算状況を確認することとなり、最も主体的な監視を実施できることから二重丸評価としております。また、ケース1、3については、施設の所有が公共か民間という違いはありますが、どちらも運転状況等についてはモニタリングによって監視を行うことで、議会による直接監視と差異をつけて、丸評価としています。一方で、産業系循環型資源廃棄物の受入れにつきましては、ケース3では町が許可しない廃棄物の搬入を行っていないかなどについて、さらなる監視が必要という観点から三角評価としております。

続いて、人口減・ごみ量減の項目から、処理費、委託費の変動を見てみますと、ケース 1では、将来ごみ量が減少したとしても、当初建設時の施設規模を維持する必要があり、 不経済が発生する可能性があることから三角評価とし、ケース3では、発生したごみ量に 応じて委託処理を行うことから、二重丸評価としております。また、ケース2について は、組合の方針により想定しかねる部分になりますので、中間の丸評価としております。

最後に、国の施策の項目から災害廃棄物の処理能力について、これは町内に日量200 トン規模の施設整備が想定されるケース3が最も秀でているとして二重丸評価としており ます。ケース1では、施設規模が日量20トンと小規模なものとなりますので三角評価。 ケース2では、施設規模や施設位置について組合の方針によるところであり、基本的には 町外になることから中間の丸評価としております。

以上、評価結果を下に集計しておりますが、ケース3、公民連携協定方式が最も良い評価となっております。

6ページをお願いします。続いて、6ページから8ページでは、資料左側に事業スキームの概要をお示しした上で、右側では費用想定について記載しております。ここに表示している市場価格調査やヒアリングの聞き取り価格、その他独自の設定に基づくもので、あくまでも参考値としてご覧ください。

まずは、ケース1、忠岡町単独処理方式について、こちらの費用想定の前提ですが、発注準備、建設期間として、令和6年から令和11年度は外部委託処理を想定しております。また、令和12年度の新施設竣工を想定しまして、令和43年度までの32年間の運用経費を計上しております。ただし、32年間のうち、基幹改良工事に要する期間として令和27、28年度は外部委託処理を想定しております。以上の仮定から、令和6年から令和43年度までの町負担合計を166億6,231万1,000円、年間平均町負担費用を年当たり4億3,848万2,000円、処理トン当たり町負担費用8万1,563

円と試算しております。なお、現有施設の解体費用については算入しておりません。

続いて、ケース2、広域処理方式について、費用想定の前提として、組合新施設の竣工を令和16年度と仮定し、当該年度から一部事務組合への参入が実現した場合を想定しております。また、新施設の耐用年数を30年と仮定し、基幹改良に要する期間2年を加えた32年間を事業単位として、本町負担費用等を算定しております。なお、一部事務組合への参入準備期間として、令和6年から令和15年度は組合への委託処理を想定しております。以上の仮定から、令和6年から令和47年度までの町負担費用合計を83億3,547万8,000円。年間平均町負担費用を年当たり1億9,846万4,000円。処理トン当たり町負担費用が3万6,917円と試算しております。なお、こちらについても、現有施設の解体費用については算入しておりません。

続きまして、8ページをご覧ください。最後に公民連携協定方式について費用想定の前提ですが、発注準備、建設期間として、令和6年から令和14年度は外部委託処理を想定しております。また、SPCによる新施設は、令和15年度の竣工を想定しまして、令和44年度までの30年間の処理委託にかかる経費を計上しております。以上の仮定から、令和6年から令和44年度までの町負担費用合計を70億927万2,000円。年間平均町負担費用を年当たり1億7,972万5,000円。処理トン当たりの町負担費用が3万3,431円と試算しております。また、ケース3においては、定性評価でもありましたとおり、町外からの廃棄物受入れに分担金を設けることが想定されます。分担金単価をトン当たり1,000円と仮定して、収入想定を行いますと、年280日の稼働として、おおよそ4,838万4,000円となっております。費用想定等については、他団体の整備方針とも密接に関連するため、厳密な試算は行い難いところではありますが、概算の段階においてもケースごとに有意な差が見られる結果となっております。

続いて、9ページになります。これまでの検討を基に事業方式の選定について記載しておりますが、3ページに産業廃棄物処理に関する課題に掲げる人口減少、財政負担、災害廃棄物の課題を同時解決できる可能性があり、5ページに定めております廃棄物処理施設整備事業事業方式別比較評価検討資料においても最も高い評価であることから、ケース3の公民連携協定方式を第1優先事業方式として選定しております。

続いて、10ページになります。ケース3の実現に向けたスケジュールとしましては、現在実施中のサウンディング調査と並行して、町内部で1-3募集内容の検討を行いまして、1-4公募型プロポーザルにより広く公募を行ってまいります。その後は、12月を目途に1-7ごみ中継施設整備運営事業と、1-8地域エネルギーセンター事業を包括した赤字で記載しております1-6公民連携協定の基本協定を締結し、年明け1月から3月に中継施設の計画、設計から、1-7-2中継施設実施協定締結へと進みます。その後、令和5年度いっぱいを1-7-3中継施設許認可建設工事に係る期間として、令和6年4月から運営開始へと進んでいく流れとなります。ですので、直近では10月から年内を目

途に、1-4公募型プロポーザルを実施してまいりたいと思いますが、これに当たり附属機関として選定委員会を設置するとともに、協定書や公募要綱に係るリーガルチェックを 実施してまいりたいと考えております。

つきましては、これに係る一部改正条例の制定や補正予算案について9月議会へ上程させていただく所存でございます。その際はよろしくご審議のほど賜りたいと存じます。

以上、駆け足でのご説明となりましたが、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。以上でございます。

委員長(北村 孝議員)

説明は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。

委員 (河野隆子議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

河野委員。

委員 (河野隆子議員)

今、費用想定のところ、いろいろと訂正がありました。そこで、そのケース1というのは大変ね、一番私たちは望ましいと思うけれども、現実的にはなかなかもう財政的には無理であろうというふうに思います。で、広域処理と公民連携の費用想定が載せられているんですけれども、これは一般質問もさせていただきましたが、処理トン当たりの町負担の費用ですね、これが当初言われていたよりもそんなに金額に差がないのではないかというふうに思っています。そこで、いろいろと、これは1日当たりだから年に換算したら何千万というふうに差が出ますというふうなご説明もありました。

ただ、費用想定のところでね、この広域のほう、建て替え、基幹改良ですね。この費用もこの中に載ってるわけなんですが、全部これ込み込みでね、この55億というんですか、ここに載っていて、あと、組合委託処理が31億とか載ってるんですが、基幹改良がどれぐらいかかるかというところが全くこれ分からないところですね。で、今までの説明でもありましたように、なかなかこの費用想定というのが議会でも出してこられなかった。それはやっぱり相手さんもいらっしゃるし、なかなか明らかにでけへんというところで、費用想定も遅くなったのかなというふうには思いますけれども、何せ想定ですのでね、想定でこのような大きな事業ですね、これを議論していっていいのかというところで、やはりもうちょっとこの分担金、それから基幹改良の費用ですね。ここら辺はしっかりともっと根拠、細かい明細ですね、それはやはり要るというふうに思います。

なので、まずはこの後、総務委員会もありますので、この委員会は調査、研究という委員会でありますので、ぜひその根拠となるというか、内訳が分かる詳しい資料、資料請求、それはまずしたいというふうに思いますので、お願いしたいというふうに思います。

いかがでしょうか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部長(谷野栄二部長)

金額の内訳ということでございます。まずですね、このケース1、2、3を私どもいろいろと調査してきたわけなんですが、やはり定性的評価で説明をさせていただいたところですけども、基本的には住民サービスがどうなんだということと、町財政の問題であったりとか、ここに比較検討用に書かれている項目で調査を進めてまいりまして、そこで、その結果、どこが優位になったのかというところを調査を進めてきたわけなんです。

一方で、非常に出しにくいというところもあるんですが、客観的に見てどれぐらいの費用がかかるのかというところをお示ししないと、やはり判断ができないというところもありまして、コンサルタントのこれまでの経験であったりとか知見ですね、そうしたものを聞き取りました。また、この春から行ってきましたサウンディング調査におきまして、この事業に対して意向があると示していただいたプラントメーカー3社と廃棄物処理企業1社、このヒアリング調査を実施いたしまして、その中からどのような費用ぐらいを想定されているのかというところを聞き取ったりですね、そうした金額を根拠に積み上げてきたものでございまして、具体的に施設の設計をしたわけではありませんので、内訳というものは正直ございません。金額の構成がどうなっているかということにつきましては、説明はやぶさかではないんですけども、そうした内訳書はございませんので、ちょっとお求めに応じてお出しすることはできかねるということをご理解いただけたらと思います。

委員 (河野隆子議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

河野委員。

委員 (河野隆子議員)

今回ですね、十四、五年前ですか、長期包括に入るときに、広域化に進むと、そういう 方向性であったと。ところが、今回がらっと方向性が変わったわけなんですけども、その 一番の理由というのが、財政ですよね、将来負担。それを考えてこれにしたというような 町の説明であったかというふうに思います。それを説明するに当たって、私たちが議論す るその中身が、その内訳ができないということだと、どうやって議論したらええのかと、 そういうふうに思うんですね。だから、これはぜひ出していただきたいというのと。

あと、この広域のほうですね、いろいろ載ってるんですが、1つは今、繊維ごみね、忠 岡町の繊維ごみ、これは非常に高い値段が毎年毎年決算に乗ってきて、いろいろ問題にも なりました。内職されてるお家も少なくなったのに、繊維ごみ、何でこんなお金かかるん やということはいろいろと議論されたとこなんですけども、やっぱり今でも二千五、六百 万かかってるんじゃないかなというふうに思うんです。で、広域に行くとね、繊維ごみも一緒に燃やすので、その分は浮いてくるんじゃないかなというふうに私は思ってるんです。確認しましたら焼いてますと、泉大津市さんもね。泉大津市さんなんかは、特にセーター関係も減ってますけど、毛布とかいうところがありますので、繊維ごみを焼いてると。そこは、うちの破砕機の問題であったりとか、あと炉の性能、そのことで繊維ごみも焼けなかったというところがあるんですけど、広域に入るとね、やはりその分も差額が出てくると、その分浮いてくるというふうにも思います。

ですので、やはり費用想定のところはね、もうちょっと細かく出していただかないと、こんな大きな事業をね、ざくっとしたこの金額だけで決めていいのかというふうに思います。ですので、やはりそこはもうちょっと真摯に正規に思慮したいので、根拠となるその内訳ね、詳しい資料、それを出していただきたいと再度お願いいたします。いかがでしょう。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

根拠の資料ということと、繊維が高いというお言葉もございましたけども、一定本町の繊維等のごみにつきましては、民間事業者のところに持っていきまして、その前にまずクリーンセンターで燃やせるもの、可燃物と燃えないものをまず手作業で分けております。燃やせるものは燃やして、あと、鉄類は鉄を処分するところ、また、それでも残った最終的なものを民間事業者のとこへ持っていってるんですけども、そこでも徹底されたリサイクルが行われております。できないやつは焼却してるんですけど、そうしたことで、本町のリサイクル率というのはかなり高いというところもありまして、一定燃やしてしまうと、単に灰になるといいますか、そうしたことになってしまいますので、少し本町はその分別に関しては進んでいるということも一つご理解いただきたいと思います。

それと、その内訳につきましては、先ほどの説明と重なりますけども、考え方につきましてはご説明はやぶさかではないんですが、例えば、この決算のごみ処理費用とかになってきますと、これから事業者選定を行っていくに当たりましては、その想定処理費用とかいう項目も出てまいります。こうした情報を総合的に勘案して事業者というのは決められていくというふうには思うんですが、その選定作業にも支障をちょっと来しますので、重ねて申し上げますけども、この内訳というのは、お出しすることはちょっと難しいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

委員 (河野隆子議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

河野委員。

委員 (河野隆子議員)

繊維ごみ等とついてますけどね、処分委託料とか搬出委託料、かなりこれお金かかってるんですね、毎年ね。今、部長言われましたリサイクル率、それを分別してリサイクル率もちゃんと上げていきたいというふうにおっしゃってますけれども、これが民設民営で建ったとして、すると、繊維ごみも全部ばさっと焼くんじゃないんですか。ではないんですか。そこはどうなんですか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

これはですね、事業者が決まらないと、その方針は分からないわけなんですが、燃やせるものは燃やすかもしれませんし、そこに本町の収集も含めまして、リサイクル率を上げていくという方針があればですね、それに基づいてリサイクルがなされていくと。ただし、リサイクルを進めると、その代わりに費用も上がるということもついてまいりますので、そこは慎重に話し合いをした上で進めていくべきかなというふうには思っております。

委員 (河野隆子議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

河野委員。

委員 (河野隆子議員)

それともう1つの理由ね、忠岡町が民設民営で、公民連携ですか、そちらを選ばれる理由として、もう1つが住民サービス、これの低下のことを何遍も聞いております。で、言われるのは、目の前のごみですね。住民さんが出した家庭からの出たごみ、これがやはり広域で遠くなると、夕方まで家の前に残ってるよと、そういうこともおっしゃっています。

ただ、高石市とか泉大津市に問い合わせしたら、やはり全ての、全町ね、生ごみはもう午前中に収集は終わってるんです。若干忠岡町が遠くなるというのはあるかもしれないけど、泉大津市と忠岡とそんなに距離が開いてるというふうに思ってないです。やっぱり工夫もされてます。忠岡町は今、火・金と水・土、地域を2つに分けて、東側と西側とやっておられるんだけど、泉大津なんかは3つね、月・木、火・金、水・土と3つの地域に分けて収集されてると。いろんな工夫をして時間短縮、それに努力されてるというふうに思います。で、泉大津なんかは、朝6時から収集を始めて、6時間もとてもかからないから昼までには終わりますと、そういった担当のほうからのお話も聞いてます。なので、その生ごみがいつまでも夕方まで家の前にあると、残されてると、それはないというふうに考えています。

それから、粗大ごみのほうですね。これも遠くなる。確かに遠くなります。しかし、住民が持ち込んでいる粗大ごみと、あと、やはり高齢者の方、車を持っておられない方は、500円のシールを買って、家の前に出しておられます。ですので、そんなに粗大ごみに関しても、年間でそうそう住民が何十遍も出すようなものではないので、そうそう不便があるのかというところも感じています。そこが、私がいろいろと今まで聞いてきたところのお話なんです。

ですから、住民サービスの低下というのは、若干は粗大ごみ、あと、事業系ごみの持ち 込みをされてる方ね、これに関してはあるかもしれませんけれども、さほど町が心配され ているようなことはないというふうに思います。

最後に、最後じゃない、後でもまた質問がほかにあるんですけど、さっき言いました資料請求ね。やはり内訳が分かる詳しい資料が要ると思うんです。これはちょっと委員長のほうから言うていただきたいと思うんです。ぜひ出していただかないと、なかなか議論ができないというふうに思います。

委員長(北村 孝議員)

資料、出せますか。今、出せませんと言うて、出せないですね。その内訳。

委員 (河野隆子議員)

建て替えなんかの費用もこれには載ってないじゃないですか。

委員長(北村 孝議員)

それは、今後の選定する業者との間のいろんな問題の中で、それを出すことによって問題が生じてくるということですよね。

委員 (河野隆子議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

河野委員。

委員 (河野隆子議員)

例えば、この公民連携協定を結んだとして、相手があったら、そこで支障があるということでありますけれども、例えば広域の場合ね、この基幹改良、建て替え、これがどんなになるのか。今、向こうもコンサル入れて、いろいろ調査されてるというのは聞いています。ただ、30年たったからといって、ほんとに土地も探さなあかんということも聞いてますので、すぐに建て替えするのかと。修理をして数年使うという、そういったケースも考えられるわけです。ですので、勝手に忠岡町がこの基幹改良、建て替えの費用を入れて、分担金を入れて、こういう費用想定を載せるというのはどうかなというふうに思うんです。ですから、もうちょっと詳しい内訳を出してくれと、根拠ね、それを言ってるんですけど。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

大きく3点あったかと思います。まず、これまでの説明で、住民サービスの件ですけども、夕方までと私、答弁した記憶はないんですが、必要がありましたら、また資料は提供させていただきますけども、今、収集事業者の方がおられるんですが、パッカー車ですね、ごみのパッカー車が1回だけで終わる日もあるんですが、大体が2回、3回ですね。2回転、3回転、一旦クリーンセンターにごみを落として、再度収集に行くと。多いときには3回程度の収集が行われております。実際に聞き取りもいたしましたけども、その往復にかかる時間がですね、やはり距離が延びるので若干延びるということで、今まで私が説明させてもらったのが、9時とか10時になくなってたごみが、1時間、2時間遅れる可能性があるということを申し上げてきたように思うんですが、夕方まで延びるとは思ってはおりません。今より少し時間が遅くなると。

ただ、今現在もちょっと収集の状況によりましてお昼ぐらいまでごみが残ることもまれ にあるんですが、そうした際にはですね、やはり住民の方がすぐに電話してきはります。 ごみが残ってるから早く取ってほしいと、忘れたんじゃないかと。それぐらい住民の方は 家の前のごみに敏感になっておられますので、そうしたことで少し時間が遅れることも想 定されるということで説明をさせていただきました。

それと、粗大ごみにつきましては、持っていかれない方もおられるかと思いますけども、大体少なくても毎日10件から20件ぐらいの方が持ち込みをされているということで、これも本課、データを持っておりますので、どれぐらいの方がどれぐらいの量を持ち込まれているのか。これは決して少ない数ではございません。結構な数と回数があります。そうした方がですね、持ち込む場所が変わるということには、ご負担が増えるというのは間違いないことかと思われます。そうしたこともありまして、ちょっと住民サービスとしては低下するというような評価をさせていただいているところでございます。

それと、金額につきましては、再々度の説明で申し訳ないんですけども、内訳については、お尋ねいただいたら、どういう考え方で構成されているかということを説明はするのはやぶさかではないんですが、その詳細を、こちらの想定の詳細を申し上げることはちょっと控えたいというふうに思っております。

以上です。

委員 (河野隆子議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

河野委員。

委員 (河野隆子議員)

まず、パッカー車の件ね、もちろん1回、2回と忠岡町の町内でも往復されていると。

それは泉大津市のほうも2回ほど往復しているだろうということはおっしゃってました。 しかし、昼までには終わると。すみません、夕方でなく1時間、2時間延びるというふう にしか言ってないというところでありましたので、そこはあれなんですけど、お昼まで残 るということは、やはり盆休みとかお正月前は、お掃除をして、生ごみじゃないけれど も、ごみも多く出ますので、家族そろってということで、遅くなるというのは分かりま す。ただ、往復で延びていたとしても、1時間、2時間しか延びないと、そういったこと が分かりました。

それから、粗大ごみね、持ち込み。私もちょっと事務報告なんかで見ると、1日平均したら17件ぐらいかなというふうに思っています。ただ、それが1つの世帯でなくて、7,000世帯の中の何世帯がそうやって出すということなので、そうそう不便があるのかな。多少は遠くなりますよ。もちろん向こうはお昼からしか取ってくれないと、それは聞いています。しかし、そんなに不便があるのかなというふうに思います。

それから、内訳ね、やっぱり詳細、構成されているのがどうとかこうとかと、すみません、ちょっと私、控え切れなかったので分からなかったんですけど、やはり一番の問題は、財政負担、将来負担、それが問題で、この広域はやめたい、公民連携で行きたいとおっしゃってるんですから、やはりここはもうちょっと詳しく教えていただきたいと、それは要求しておきます。

これで、すみません、一旦終わります。

委員長(北村 孝議員)

他にご質疑ありませんか。松井委員。

委員(松井匡仁議員)

昨日、住民説明会、ありがとうございました。ご苦労さまでした。私、昨日ちょっとお話を聞いておりまして、住民の方、お名前は分からないんですけれども、業者の人と話をする前に、町民と話をしてほしいという方がいらっしゃいました。ああ、なるほどと思いながら聞いておりましたんですけれども、今後、もう少しといいますか、各種関係の方々、町民の皆さんに向けての住民説明会を引き続き、昨日は平日でしたんで、若い方、お仕事で来られなかったと思います。この辺、また日曜日なんかも開催していただきたいと思いますんですが、いかがでしょうか。

委員長(北村 孝議員)

部長。

住民部(谷野栄二部長)

このたびの説明会、開催させていただいて、良かったなというふうに私も思っております。この後ですね、環境アセスメントの問題であったりとか、都市計画、それから建築、開発に伴う事前協議にありまして、各段階に応じた説明というものが今後出てまいります。現段階では事業者は決まってなくて、ごみ処理の規模とかやり方だけしか決まってな

いんですが、そのレベル、レベルに応じた資料も出てまいりますので、詳しい説明もこれから出てこようかと思います。そうした際には、公聴会なんかももちろん法に基づいて開かれますし、そうした段階を踏んでいくということを考えております。

委員おっしゃられたのは、昨日の説明会を休日にということのお話がございましたので、それはちょっと一度、町内部で検討させていただきたいというふうに思います。

委員長(北村 孝議員)

松井委員。

委員(松井匡仁議員)

すみません、各種団体の方とかですね、コンビナート協会さん、漁業組合さん、スポーツをされてるスポーツ協会さんですね。その辺なんかとの話し合いはどうなってるんでしょうか。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

新城課長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

そちらの件に関しましては、これから事業が進む中でですね、ご説明に参っていきたい と思っております。

それと、今、現実的にお話、こういう住民説明会というところでご説明させていただいた団体もございます。どことどこをやったというところに関してはちょっと控えさせていただきたいんですけども、そういう団体にはやっております。

以上でございます。

委員長(北村 孝議員)

松井委員。

委員(松井匡仁議員)

すみません、それを教えてほしいんです。私ら、ここからですね、審議をしていくんですけれども、町民さん、関係者の方々がどんな意見を持ってて、どんなお話があったのか、それをぜひともお聞きしたい。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

まだ住民説明会を開くということでね、そのアナウンス的な説明はあったんですけども、地元の木材コンビナート協会には私が行って説明をしてまいりました。こうした事業があるということでね。その中で出た意見は、コンビナート協会も事業をやってるんで、そうした事業に参画できるんだったらしたいなというようなご意見も頂いたところでござ

います。特段、具体的な内容はまだ決まっておりませんので、また詳しい資料ができたら、また説明いたしますということで帰ってきたんですが、そういったことがございました。

また、隣接地の企業にもちょっと訪問いたしまして、住民説明会をしていくということの説明をしてまいりました。たまたま会長さんがおられましたんで、お会いすることがかなったわけなんですが、事業の内容については一定のご理解はしていただけたのかなというところで。ただ、隣接地ですので、これから事業の設計とかができてきたときにですね、またそれは詳しい説明に伺わなければいけないなというふうには思っております。

今現在、回っているのはその2社だけということですけども、今後もいろいろと機会を 設けまして、説明には回っていきたいというふうに思っております。

委員長(北村 孝議員)

松井委員。

委員(松井匡仁議員)

すみません、じゃあ木材コンビナートの中の2社に個別にお伺いをしたということですか。

住民部(谷野栄二部長)

木材コンビナート協会になりますので、協会の事務方とですね、事務局様と、あと会長 さんと副会長さん、この3名にお会いをしてまいりました。

委員(松井匡仁議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

松井委員。

委員(松井匡仁議員)

すみません、心配する声や反対の声、その辺はなかったんでしょうか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

基本的にですね、事業については一定分かったということでしたけども、まだその中身について賛成だとか反対だとか、そうしたご意見はなかったかと思います。ただ、町の考え方については分かったということだけでありまして、これは住民説明会を開くということの説明に行っただけですので、その1回で合意形成を得たとは思っておりませんけども、先ほど言いましたように、これからもう少し精度が上がる例えば図面とか出来上がってきたときには、また改めて伺いたいなと思っております。

委員(松井匡仁議員)

分かりました。委員長、すみません。

委員長(北村 孝議員)

松井委員。

委員(松井匡仁議員)

では、漁業組合さんとか、スポーツをされている、ソフトボールやら野球やらテニスやらされてるようなスポーツ協会さんとは、お話し合いはまだされてませんですか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

漁業協同組合も、近くに事業所というんですか、港がありますので、ここは近々に行かなあかんなとは思っております。あと、町の各種団体におきましては、一定この議会でご理解を得た後に、町の関連団体でもございますので、議会での一定のご理解を頂いた後に回っていきたいなというふうに思っております。

委員長(北村 孝議員)

よろしいですか。

委員(松井匡仁議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

松井委員。

委員(松井匡仁議員)

私ら、昨日もちょっと住民説明会で出てましたけれども、この9月末に今のまま行きますと、丸かバツか一定どちらか上げることになるんです。その前の町民さんの声、それを知りたいんですよね。そやから、できる限り早くですね、その業者が決まってから説明をして、方向が決まってからというんじゃなくて、丸、バツをさせるんであればですね、私らにね。その前にやっぱりある一定町民さんの声、それはおまえが聞いて回れやと言うんかもしれませんですけれども、ちょっと順番が違うような気がしてならんのですけどね。いかがですか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

その各種団体であったりとか、昨日ちょっとありましたが、広報なんかでも出てなかったというようなご意見も頂いたんですが、町の議会の中でもまだ正式に方向性が決まってない中で、広報でこういうことに進んでいくと言うのもいかがなものかなというところもちょっと感じてるところでございまして、ただ、議員言われるように、町の関連団体、たしか近くでスポーツされてる団体もありますので、そうしたところはちょっと前倒して説明には上がりたいと思っております。

委員長(北村 孝議員)

松井委員。

委員(松井匡仁議員)

できましたらね、その辺をまとめて、どこどこの団体、賛成してくれてます、お話し合い、こんだけしてまいりました、スポーツ団体もしてまいりました、漁業組合もしてまいりました、皆さん賛成していただいてます、そこから議案を出してくるぐらいの時間的な余地はないんでしょうかね。

委員長(北村 孝議員)

町長。

町長(杉原健士町長)

私個人的には漁業組合さんともお話ししてますし、電話連絡ですけれども、隣接の企業さん2社、ウッドテックさん、またカワサキさん等々は、電話連絡は一応入れる部分のことは言ったつもりでございます。漁業組合さんにもそういうことは、その旨は、私個人的にですよ、言ってますので、その後また担当課の方が来てくれるんで、またそのときには資料を持ちながら来るということで、一応は一定のことは言って、そういうふうに別れてきました。

委員長(北村 孝議員)

松井委員。

委員(松井匡仁議員)

ありがとうございます。町長、それならもうウッドテックさんと、今どこ言ったかな、カワサキさん、社長2人、もう「それならええよ」と言うてくれてはるんですか。

町長 (杉原健士町長)

社長には連絡しました。電話でやってます。

委員 (松井匡仁議員)

分かりました。また、私も親しいんで、ちょっと話は聞いてみるようにいたしますが、 分かりました。でも、その他の方もですね、これ、議案が出てなければ、ここまでどうや こうやとせっついて、あれじゃないんですけども、丸、バツ、どっちかせなあかんという 状況に私ら自身もね、ちょっと追い込まれてると言うたら変なんですけど、この知識のな い中でどっちかせなあかんのですよね。そやから、やっぱり一番大事な町民さんの声とい うのをもっと知りたいんですよ。もうちょっと時間をもらって、昨日のような説明会をで すね、きちっと各場所でしていただいて、若い子からお年寄りまで、40年間のことを決 めるんですから、その上でできたら判断させてほしいなと思ってるんですけれども、いか がでしょうか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

昨日の住民説明会の中でもちょっと答弁させていただいたんですが、今回の事業スキームといいますのは、町の理想といますか、考えてる事業の形を示して、事業者を選ぶというところからスタートいたします。で、その事業者が決まりましたら、町の思うイメージをできるんじゃないかという事業者が決まりましたら、その次は事業者の費用で、この新しい新施設の計画・設計業務を行うことになります。その設計の中で、いろいろとレイアウトであったりとか、ごみ処理、また発電であったりとか、町の一般廃棄物の処理の流れであったりとかいう細かいところが専門家によって出来上がっていくというような流れになってございまして、そうした具体的な資料が出てきた段階で、実際の契約行為である実施協定というものを締結することになるんです。

ということで、その実施協定に行く段階では、かなり具体的に細かいいろいろなことが明らかにもなっておりますし、細かい例えば環境問題であったりとか、そうしたところも説明ができる状態になっておるかと思います。当然ながら実施協定を結ぶに当たっては、議会の皆様の了解も頂きたいとも思っておりますし、本当にその白黒というのは、白黒つける、たっていくというのは、その実施協定を結ばないと、その前には進まないという仕組みになっておりますので、その段階に行くのにはまず事業者選定から進めていきたいというところで進んでおりますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員長(北村 孝議員)

松井委員。

委員(松井匡仁議員)

これ、そこへ行くまでの話なんです。 1か2か3か、これを決めるに当たっての町民の皆さん、関係者の皆さんの反応を知りたいんです。ですので、3に一旦進んでから、協定を結んでからって。でも、協定を結ばな分かれへんと言いながらも、これ、一番最初の協定を結んだときには、町長と業者さんと一緒になって新聞に載るんです。相生さんもそうです。市長とコンサルさんとプラントメーカーと産廃メーカーと、4人並んで写真に載ってます。そこまで行ったら、もう引き戻すこと、でけへんのです。さらに、そこに業者の金が入ったら、もう一丁引き戻すこと、でけへんのです。そこまでは忠岡町、自分の金でやってもええんと違いますの、調査ぐらいまでは。その間にちゃんと町民さんの意見を聞くという一番大事なことをせなあかんのと違います。もう絶対に協定、一番最初のこの12月の協定を結んだ時点で、町長と業者さんと並んで写真が新聞に載りますよ。いかがですか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

ですから、どの方式が本町にとって進むべき望ましい道なのかということに関しまして

は、今まで調査してきて、ご説明させていただいたこの評価、定性的評価の表になるかと思います。この中で、いろいろなことも検討いたしましたけども、やはり我々は、住民サービスであったりとか財政的な問題であったりとか、クリアできるのは、このケース3しかないというふうに今現在思っているところであります。そこのところは、事前に住民の皆様に合意形成を得るというお話もあるんですが、並行して進めさせていただきたいというふうに思っております。

委員長(北村 孝議員)

よろしいですか。他に、ご質疑ありませんか。二家本委員。

委員(二家本英生議員)

昨日の説明会、夜遅い時間でしたけども、お疲れさまでした。私も行かせていただいて、当初8時で終了予定のところを、質問も多くて、結局8時半終了という形になってしまいました。やっぱりそれだけ住民の方の思いというか、いきなりこういう話が出てきて、住民も今、戸惑っているところだと思います。

で、やはり忠岡町のほうは、令和3年のほうから1年間かけていろんな策を、いろんなことを検討しながら、ここまでようやくたどり着いたところではあるとは思うんですけども、やっぱりその時間分をね、今度は町民にちゃんと議論してもらって、町民に理解していただいて初めて次の方針に進めることができると思うんですね。このままだと、忠岡町が決めて、このとおりにしなさいと言って、後で住民から理解を受けると。

ここの比較表の中にも、産業廃棄物の受入れではやっぱり三角になっていたので、やはりここの住民への理解というのが一番大事なところだと思ってます。そのためには、この9月議会のたった1か月ぐらいの議論ではなくて、やっぱり本当に住民の方にもう一度いろんな説明もしていただいて、ちゃんと住民が理解した上で判断していただいて、それできちんともう一度議案に乗せるとか、そちらのほうへ進んでいったほうが、後々何かあった場合に、住民のほうからも、そこで理解したからいいでしょうという話もできると思うんです。

だから、今のこのままで行ってしまうと、例えば今、この段階は協定書を結びますという話でいくとは思うんですけども、実施協定になった際に、住民さんがもうやっぱり産業廃棄物要らんとかいう話になってきた場合、忠岡町でどう対応されるんですか。その辺って今どうお考えですか。ちょっと教えていただきたいと思います。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

産業廃棄物、昨日、不安視されるような住民様のご意識もありましたけども、産業廃棄物っていうことですが、基本的には本町が認めたもの、材質の、性質のものしか入れないということですね。一般廃棄物、家庭から出る廃棄物と性状を同じくするもの以外は基本

的には認めないということにしておるところですね。そうした説明を十分していく必要があるのかなというところは、昨日ちょっと感じたところではございます。

木材関係ですね。あと、紙類ですね。あと、食品残渣であったりとか、あと、よく家庭で出されるようなプラスチック系統のものですね。そうしたものしか基本的には取扱いをしないということで、例えば公害が予想というかイメージされるゴムであったりとか、廃液、溶剤関係ですね、そうしたような公害をイメージさせるようなものは入れさすことはしませんので、そうした理解もこれから十分住民の皆様には広めていくといいますか、説明していく必要があるのかなというようには思っておるところでございます。

委員長(北村 孝議員)

二家本委員。

委員(二家本英生議員)

それは今後説明していくということであって、最初の公民連携協定を結ぶまでは説明する時間がないということですよね。先ほど、一般家庭ごみと性状を同じものに、同じようなものを受け入れるという話だったんですけども、例えばプラスチックとか木材とか、それを受け入れるのはいいんですけども、それに付着している薬剤とかというのは、そこまでは判断できないと思うんですね。そういったものが例えば産業廃棄物として運ばれて、それを燃やされると。そういった部分に関しての大気汚染の問題とかというのも多分考えないといけないところだと思います。

で、私もちょっと産廃のマニフェストについては詳しくは知らないんですけども、そういった辺りの公害問題に対応をきちんとした上で、それも事前に住民に説明した上で、こういう施設を建てますというのをやっぱり検討していかないといけないと思うんですけども、その点についていかがでしょう。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

この点も昨日、住民説明会の中で質疑がありまして、お答えしたこともあるんですが、 一番大きなのは大気ですよね。煙突から出る煙、その中に含まれるダイオキシン類です ね。これらが住民に健康被害を及ぼすんではないかというところが一番大きく注目といい ますか、ご心配なされることかと思います。

この廃棄物の受入れに関しましては、まずは受け入れするときの目視による確認ですね。本町が決めたとおりのものを入れてるのかどうなのか。これはしっかりとモニタリングする必要があると思っています。あと、それが焼却することによって出される大気への影響がどうなのか。これは常時、今監視されるような仕組みになってございまして、本町の施設は少し年数がたった施設ではありますけども、ダイオキシン対策は行っておりまして、直近のデータで言いますと、基準値の357分の1という調査データになっておりま

す。大体このような数値が出てるかと思うんですが。

それと、最近建てられたごみ焼却施設に関しましては、さらにダイオキシンを含む有害物質を検知する数値が限りなくゼロに近い状態ですね。ほぼ出てないといいますか、ほぼゼロに近い状態の測定状況となっておりまして、そうしたことは常時監視をされておりますので、異状があれば運転管理の者がまず気がつくというところで対策をされるものと思っております。

また、法で定期的に測定することも義務づけられておりますので、一般廃棄物処理施設も産業廃棄物処理施設に関しましてもね。これは外部機関、その職員が測定するんではなくて、外部委託先の業者が測定を行いまして、その結果を発注先に送るとか、そうした仕組みになっておりますので、数値なんかはごまかすことできませんので、そうした結果が集約されて、今、環境省のホームページで全国の焼却施設のダイオキシンを含む大気のデータが公表されているところであります。

そうしたことから、しっかりとモニタリングができる体制をつくるのはもちろんのことですけども、そうした住民被害が及ばないだろう、そうした安心感といいますか、そうした説明もこれから進めていかなければならないなというふうに感じているところでございます。

委員(二家本英生議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

二家本委員。

委員(二家本英生議員)

大気汚染に関しても、モニタリングをして、外部機関が入るから、そこはごまかしようがないということなんですけども、何かちょっと聞くところによると、今、府の検査というのが「いついつに行くよ」と、そういった形で言われてて、なかなか抜き打ちとか、長期間、期間を決めて検査をするというところが少なくなってきてるというのは、是枝議員も一般質問で言ってたと思うんです。で、やはりそういった検査のときだけ免れるというのではなくて、常時データを取ってるんであれば、当然それも提出されるとは思うんですけども、今回どちらにしても炉が今までの10倍の炉になってしまいますので、やっぱり検査値、基準値は少なくなったとしても、やっぱり当然10倍のCO2とかも出てきますので、やはりその大気汚染の可能性も当然高くなってきます。

そして、私、ちょっと1個懸念してるのが、やっぱりそこに入ってくる車両の数ですよね。車両の数がどうしても、今まで20トン炉の炉で忠岡町のパッカー車が何台か入ったりとか、業者の車が数台入ったりするだけなんですけども、今回この産業廃棄物が200トンになることで、当然入ってくる車も大型化になりますし、台数も増えてきます。今の新浜の地域を見てますと、やっぱり道路が結構がたがたなってるんですね。それは今のク

リーンセンターがあるだけじゃなくて、ほかのコンビナート協会の車も大型トラックが入ってきてるんで、そういったところもあるとは思うんですけども、やっぱりそういった道路の管理、維持費、そういうのも今後検討していかないといけない部分があると思うんです。で、やっぱり車が多くなってくると、車から出る排ガスの問題、あと車からの粉じんの問題、そういったことも全部、そこら辺は環境アセスでやってくると思うんですけども、そういったことも今後、車、車両が増えてくるということで考えていく必要もあると思うんですね。そういうことも住民の皆さんにも知ってもらった上で、いろいろやっぱり検討していっていただかないといけないと思うんです。

そのためには、この1か月の期間だけじゃなくて、忠岡町が1年近く考えてきた問題であるんであれば、住民さんにも最低でも同じぐらいの時間を与えていただきたいと思うんです。でないと、やっぱりそれは住民さんの総意まではいかないと思うんですけども、思いが届いてない産業廃棄物の処理となってしまいますので、その辺に関してはやっぱり時間を取っていただきたいなと思ってますけど、その点はいかがでしょうか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

幾つかご質問を頂きました。まず、確かに処理量が増えますので、炉が大きくなって排出される熱というものが出てまいります。ただ、今回の施設は、廃棄物発電をいたしますので、発電をするということは、発電しなければその電力というのは、今、原子力が少ない状態の中で化石燃料を使って電力が生み出されてるわけですけども、廃棄物発電は基本ゼロカーボンになっておりますので、そうしたことで言うと、相殺すればCO2が増えたということにはならないのではないかというふうには考えております。

それと、車両の量ということですけども、今現在、クリーンセンターの用地は約1~クタールあるんですが、その中で焼却施設と一般的に言う廃棄物を受け入れるような広いプラットフォームみたいなやつを両方設けることはちょっとできないんですね、大きさ的に。ですから、一旦どこかで集約して、大型の車両に積み替えて搬入されるのではないかというふうに想定しているところではあります。

ただ、近隣、地元の企業様が直接持ち込んだりすることも、それはそれで想定としてはあるとは思いますので、現状より数が増えるのは間違いないところではございますけども、ここのところは、やはり計画が決まってアセスメントの計画を出さないと、具体的な説明をすることもできませんので、その段階で説明をさせていただきたいと。付近の企業の方、また住民の皆様にもお示しできるようにしたいというふうに思っております。

それと、車の排ガスと粉じんという問題がありましたけども、今、車のほうも環境基準が決められておりまして、昔にできたトラックはちょっと分かりませんけども、新しくできた車両については環境基準に合ったものしかつくれない、販売できないようになってお

りますので、その辺りもそうした技術革新といいますか、そういうところで解決されていくのではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長(北村 孝議員)

二家本委員。

委員(二家本英生議員)

今後、アセスとかやっていくという話なんですけども、仮にというか、先ほどもお話しさせてもらったんですけども、最初に公民連携協定を結んだ後にいろんな資料が出されて、それで住民に説明をしますと。そうなった場合に、住民側がやっぱりあかんなと言ったときに、これって白紙撤回できるようなものなんですか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

基本的に、白紙撤回にはならないようにしたいというふうには思っております。

委員長(北村 孝議員)

二家本委員。

委員(二家本英生議員)

それは、住民がどれだけ反対しても白紙撤回しないという方針でよろしいんですか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

仮定の話にはちょっとお答えしがたいんですけども、我々が調査した内容を、真摯に説明を続けていくと、ご理解願っていくということを進めていきたいと思っております。

委員長(北村 孝議員)

二家本委員、よろしいか。他にご質疑。河瀬委員。

委員 (河瀬成利議員)

昨日の住民説明会ですね、ちょっと聞いてましたら、まず反対意見がかなり多かったというふうに感じました。それで、根本的にこれはどういうふうに考えて理事者側もこの案を出してきたかというと、やはり1人当たり、ごみの諸経費というのが3万6,000円と。これが大阪府下で突出して高いと。これが1万5,000円近辺とかいうのであれば、こんなことにはなってないと思うんですけども、根本的にはっきり申し上げて、なぜこの3万6,000円になったのかという住民さんの昨日、質問もあったと思います。

そして、もう1つは、今、二家本議員も言ってましたけども、大気汚染ですね。今、部長が言ってたんですけど、汚染はゼロですか。今、炉とかかなり、僕もあまりはっきり知らんのやけど、かなり大気汚染に対しては対応できる炉を造ったり、車の件にしても、国の基準にのっとって、それでその車でやると。だから、一番今住民が聞きたいというの

は、昨日でも何個かあったけど、大気汚染と車両、運搬ですね。180トンってどないなるんですかと。簡単な話、10トンダンプが18台というふうな形だと思うんですよね。今おっしゃった1つにまとめてやるとか、いろいろ今の段階では言えないというのもあるんですけども、やはりまあ言うたら、さつき道路を通るとか、どこを、旧26を通るとか、また臨海しか通りませんねんとか、何とかその辺の早い対処ですね。大気汚染の数字ですね。0.何ぼとか、いろいろ今言ってるじゃないですか。そういうのを早く住民に説明して、それで理解を頂くと。

正直なところ、このケース3ですかね、見てたら、それは皆さん、時間ない、時間ないと言って言ってるんですけども、結局、炉を建て直してもらったり、あと、土地代を忠岡町がもらったりと、実際のところこんなすごいこと、自分自身はできるんかなというふうには思ってることは思ってるんですけども、これが実現的になったら、この3万6,000円が1万5,000円になったり。なったときに何ぼ浮いてきて、財政が幾らよくなるんやとか、いろいろそういうところをもっとアピールしてもらったほうがいいと思うんですけれども、どうですか。

委員長(北村 孝議員)

新城課長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

どれぐらいの財政が浮くんじゃなかろうかというお話になるとは思うんですけども、今、ケース3の場合ですね、1億7,900万、約1年間でクリーンセンターの費用がかかるというお話をずっとさせていただいております。それで、実際のところ、この事業が延びたりとかした場合ですね。今、更新工事なしの場合、大体クリーンセンターの費用が約4年で平均3億1,800万ほどかかっております。実際のところ、こちらのほうですね、例えば1年延びた場合、約1億3,900万ほどの費用がかかるという計算にはなるんですけども、そのような結果となってます。

委員 (河瀬成利議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

河瀬委員。

委員 (河瀬成利議員)

1年延びたら1億3,900万円というのがまた別途かかってくるということですか。 委員長(北村 孝議員)

新城課長。

住民部(新城正俊次長兼生活環境課長)

別途かかってくるという場合ではございません。ただ、今の事業を続けていった場合ですね。その公民連携、広域へ行くというところの判断でなくて、今の事業がそのまま進ん

でいくという形になれば、そのぐらいの費用がかかっていくという想定です。ただし、ど ういう段階であろうが、公民連携であろうが広域であろうが、そっち側へかじを切ったと きに、早く事業が進めば、今の費用よりもお安くなるというのが実情だと思います。

以上でございます。

委員 (河瀬成利議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

河瀬委員。

委員 (河瀬成利議員)

そしたら、具体的ではないんですけど、1年延びたら、1人3万6,000円、今かかってますよね。それはどのぐらいの金額になるとか分かりますか。

委員長(北村 孝議員)

新城課長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

1人住民当たり3万6,000円というのは、実際のところ変わらないと思います。3万6,000円という数字というのは、事業がこのまま今の状態が続けば、そのように変わらないと思います。ただし、新しい事業をした場合、今の事業を方向転換した場合には、今の金額よりも数万円お安く、住民1人当たりの負担というのはお安くなるというのは考えられます。

以上でございます。

委員 (河瀬成利議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

河瀬委員。

委員 (河瀬成利議員)

一番の理由は財政難ですから、この財政難を何とかしようと。ごみが一番突出して高いというところで、皆さんいろいろ考えてられると思うんですけども、一番その住民が聞きたいとか、大気汚染の問題ですね。そして交通の問題とか、その辺のところをやはり皆さんおっしゃってるように、何回か住民説明会とか、いろいろ企業説明会とかやっていただいて、やっぱり納得してもらうというのが一番だと思います。

やっぱり僕は思うんですけど、これはなかなかな案やなとは思ってるわけなんですけども、全否定とかは絶対したくないし、やはりそれだけ納得してもらうというのが一番大事になってくると思いますので、その辺の説明をよろしくお願いしたいと思います。もう答弁、結構です。

委員長(北村 孝議員)

ちょっと今まで聞いてみてて、皆さんの意見、この判断する材料というか、あれが業者が決まってからでないと出てこないというところの部分について、皆さん不安なところがあって、それで大気汚染とか言うて騒いではりますけど、現実それなら今、一般ごみの中にそういう汚染されるようなものが入れられてないのかというと、これは全くゼロではなく、あるはずです。ただ、そうやって産廃で受ける施設を造れば、当然大きな量にもなりますから、目視できますから、その辺はある程度抑えられるのかなと思うんですけども、ただ、ほんとに冒頭に言うたように、判断するものが業者が決まってからでないとでけへん。あかんからというて、それを白紙にもできないというところで、議員の皆さん一人一人、かなりやっぱり精神的に非常に判断しにくいところにあるので、できるだけ出せるものがあったら出していただきたい。

財政的にはね、これは数字はこうやってみんなもろうてるんで、中には安いからええというものでもないと、それはそうでしょうしね。これ、広域で進めてはる議員さんもいらっしゃいます。広域やったら住民不安はないのか。私、当然個人としては、あんなところまで粗大ごみを持っていくのも邪魔くさいし、取りに来てもろたら高いし、当然アセスの問題も向こうもありますよね。その辺のクリアもしていかなあかんというところで、広域は広域でいろんな問題が出てくると思うので、それはそれで難しいのかなと思うんですけど、もう少しその判断材料。住民説明会を何回しても一緒ですよ。嫌なものは嫌で反対しはりますわ。ある程度やっぱり理事者のほうが主導して進めていかなあかんけど、せめて議会にはある程度理解できるだけのものを示してもらわないと、我々もこんなんいつまでたっても判断できないです。不安がやっぱりありますよ。年数が長いだけに。「いやいや、これがあかんかったらこうやって変えれますねん」というような案があればね、当然それならちょっとというようなところもあるんでしょうけど、その辺の資料、各議員、いろんな判断される資料も求められてますので、何とか出せる部分は出ないですかね。出せないですか。そんな難しいもの。業者の名前を出せとかそういう話ではなくて、あくまでこれはみな、想定の中での話でしょう。

部長。

住民部(谷野栄二部長)

今、お示ししている資料は、もう我々、別に隠すものは何もありませんので、我々が持ってる資料の考え方、ほぼ全てをこの資料にまとめたものが本日の説明資料であります。ただ、金額面の詳細につきましては、今後の事業者選定とか、また相手先のあることもありますので、ちょっと出せない部分はあるんですが、今考えている事業の形であったりとかいうところはちょっとお示しをさせていただいてて、これ以上の詳細というところは、今からつくっても、ちょっとこれ以上つくるのは、この一つ一つの文字に少し説明が加わるぐらいの程度のもので、本町としましては各方式についての説明はできてるとは思ってるんですが、あと、これを住民にどのように伝えるかという、そこのところでしょうか。

委員長(北村 孝議員)

私とやってても、各委員さん、意見があると思いますが、私としては、要はね、反対する方は、不安をあおるばっかりなんです。住民はやっぱり不安がりますわ。ここをうまくクリアするには、やっぱりある程度の分かりやすい、私らでも説明を聞いてどうなんかと言うけど、こんなん住民の皆さんに説明したって、こんなん分かれへんと思うで。数字ぐらいしか。あとは、大気どうなるんや、車の台数、1日何台通るんやと。それは、まあ言うたら、どうでもええと言うたらおかしいけど、一番大事なところですけど、一番気になるところの部分の数字というのはやっぱりきっちり。

例えば、さっき河瀬さんが言うたように、180トンあったら、10トン車18台分。 それをよそで積み替えするんや。それなら、どこで積み替えするねんと。忠岡以外やった ら、どこでもやってくれたらかまへんわみたいな、こんな話になるし、いや、忠岡で積み 替えしますと。そしたら、どこでするねん。そしたら、そこでどうのこうのと、またそん な議論にもなるやろうし、その辺のもうちょっと分かりやすいところの部分の数字という んか、そういうのは出せないんですかね。

部長。

住民部(谷野栄二部長)

これも、ちょっと事業者が決まらないと、その営業形態とかというのも、やっぱり会社によって違うと思うんです。今、だからどこまで行っても、ヒアリングで聞き取った内容であったりとか、想定してる内容でしかお伝えすることはできないんですけども、その積み替えといいますか、一旦廃棄物の事業者が、いろんなところからごみを集めてきて、例えば木材とか、大分別すると思うんですね。大分別したやつをトラックに運んで積み替えて、持ち込まれるということを今考えておるところでありますけども、これはそのヒアリングをやった事業者に確実に決まるということも今の段階では申し上げられませんし、やはり事業者が決まらないと、その廃棄物処理システムの詳細についてはちょっとお伝えすることが難しいということでございます。

町としての想定はどうなんだと言われたら、今のようなことをちょっと絵に描いたりすることはできるかとは思うんですが、そこの辺までしかちょっと出しにくいところはご理解いただきたいなと思います。

委員長(北村 孝議員)

すみませんね、勝手に。他にご質疑。是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

少し法的なところからの分でお聞きしたいと思います。今回のこの公民連携型の民設民営の産廃との混焼になると、忠岡町の一般廃棄物に対する処理責任というものが曖昧になるのではないかということがちょっと心配されます。そのことについてお聞きしたいと思います。

まず、一般廃棄物の処理責任は忠岡町にありますね。あと、産業廃棄物に関しては、排出した事業者、処理業者じゃなくて排出した事業者にあるということは、担当課はよくご存じだと思いますが、これが産廃との混焼となりますと、これ、最終処分が終了するまでは排出事業者の責任というんですか、事業者のね、ということがありますけれども、忠岡町の責任の範囲はどこまでなのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

新城課長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

是枝委員の町としての責任、責務ということになるんですけど、混焼施設であろうとも、そこで燃やされる一般廃棄物については、最終処分、いわゆる例えば灰にしてフェニックスを埋めるとか、そういうふうになった場合でも、最終的には最終までは町の責任になると思います。

以上でございます。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

ですが、9割は排出事業者の責任の産廃で、1割が忠岡町の廃棄物であると。焼いたら一緒のところで混ぜるから、どの灰が忠岡町の灰か分からないということになりますので、その忠岡町の責任の範囲というのは、もう排出した事業者の分まで忠岡町が全部責任を持つという話になってしまうんですけれども、それは廃棄物処理法上、ちょっとおかしな感じになると思いますけれども、全部、排出される灰について忠岡町は全部処理責任があると言うんでしょうかというところなんです。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

今回のこの事業スキームにつきまして、コンサルタントを通じて聞いた話ですけども、 産業廃棄物と一般廃棄物を混焼して処理をする、この仕組みに関して環境省のほうは問題 ないというふうにおっしゃっておられます。それで、その焼却灰に何か不純物があって問 題が起きたらどうなんだというご質問ですけども、基本的に、焼却灰につきましては、キ レート剤と言われます固める溶剤を入れまして、焼却灰で焼きがらですね、それを固めて 埋めるということになってますね。それにつきましては、法とか、その処理施設の求めに 応じて、今、本町でも年に4回から5回、その調査をしております。そこで、問題になる物質があれば埋め立てすることができないと、こういったような仕組みになっております。

これについては、一般廃棄物、産業廃棄物が混焼になっても同じ理屈かなというふうには考えております。そのときの対応としては、当然ながら燃焼するプラント側が行いますでしょうし、その責任というのは忠岡町にもありますし、産業廃棄物を持ち込んだ事業者側にもあるということで、両方に、双方にその責任は存在するのかなというふうに思っております。今ご指摘のように、混ざってたから忠岡町が全ての責任を背負わなければならないということではないと思います。

以上です。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

ちょっと聞いてることと、少し私の趣旨が伝わってなかったかと思いますけども、産業 廃棄物はやはり忠岡町は責任は負わなくていいわけですよね。そんなん税金投入なんか、 産業廃棄物にしたらおかしいですからね。一般廃棄物にのみ責任があるということで、そ の産廃のほうはやっぱり排出事業者責任というものがあるわけですから、それの分を共同 で責任を負うという、何かそういうことになるわけですか。

で、それが忠岡町、今、ダイオキシンね、焼却残渣をフェニックスに受け入れてもらえる。3以上のがあったから、一応キレート剤で処理して固めて、本来やったら1回かそこいらでいい、年1回の測定でいいものを5回にさせられているというところがあったという経緯があって5回してはるんですけど、これね、その廃棄物の中に例えば3以上がありましたということで受け入れてもらえないとしたら、排出事業者責任を産廃だけでしたら問えるんですけど、忠岡町もそこに入ってたら、忠岡町も責任とってくださいよと言われたら、それについて忠岡町のものかどうなのか分かれへんものに対して税金を投入するということがどうなのかなと。検査するにしてもね、多少のお金もかかるでしょうし、廃棄できなければどうするんやということになるという。だから、忠岡町の責任の範囲が、産廃と一廃を一緒に焼いていいよと、環境省はいいよと言っているけれども、責任の所在というのがほんとに不明確だなというふうに思います。

で、忠岡町がそこまで産廃の灰の処理のところまで責任を負わなければいけないのかなという、そこも疑問であります。だから、どこまで行っても、誰の灰なんやと。忠岡町の灰なのか、産廃の灰なのか、排出事業者に責任をとってもらわなければいけないことを忠岡町が責任とるんかとか、そういう一緒に燃やすということは、非常に排出事業者の責任も曖昧にしてしまうということが片や、片方あるんじゃないかなというふうにも思います。

忠岡町は、全部排出した灰にまで全責任を負うというふうな答弁だということでよろしいでしょうか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

事業者の焼いた焼却灰まで忠岡町が全責任を負うということはないと考えてます。基本的には、この件も含めまして、いろいろなリスクといいますか、想定される事項があります。これは事業者側と我々が、細かく条件といいますか、出し合いまして、こうしたケースはどのような対応をするのか。リスクはどちらが負担するのか。そうしたところは実施協定の段階でリスク分担表という形にまとめ上げられていくと思っております。

今、是枝委員がおっしゃられました焼却灰の、例えば不純物が汚染物が混じってた場合の対応につきましても、当然ながら取決めが行われるものというふうに思っております。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

民設民営ということですので、リスク分担表できちっとリスク分担を決めはると思うんですけれども、やはりそれを想定したケースに当てはまらないケースというのが出てくるということもありますし、そういう忠岡町がそこまで負わなければいけない責任のところを負わされなければいけないということに今後なるということは、ちょっと賛成と言ってはる方でも、「ええ、そこまでせなあかんの。排出業者の責任と違うか」と思うことも出てくるかと思います。ちょっと私自身の中では、忠岡町の責任の範囲というのがどこまでなのかなと、そこまで持つ必要があるのかなというふうにはちょっと思いましたけれども、灰のところまでは責任を持つと。

あと、フェニックスとおっしゃっておられましたけれども、すみません、確認なんですけれども、この忠岡町の産廃、混焼のこの施設の焼却残渣はどこに持っていかれるんですかね。すみません。

委員長(北村 孝議員)

部長。

住民部(谷野栄二部長)

これは、事業者が決まらないと、その持ち込み先というのは分からないということでご ざいます。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

事業者が決まらないと、そこの事業者がどこにどうするかというのは分からない。忠岡

町ではどうすることもできないということですね。分かりました。

住民部(谷野栄二部長)

分からないということです。

委員(是枝綾子議員)

分からないだけで、忠岡町がここに持っていってくださいというふうに指定をするものでもないわけですね。

委員長(北村 孝議員)

部長。

住民部(谷野栄二部長)

これは事業者によりまして処分方法というのは異なりますので、この段階では決められないだけであって、それは別に今現在の不安要素ではないかとは思いますけども、事業者が決まれば、その処理方針というのは明らかになりますので、その焼却残渣等の最終処分地がどうなるのかというところは明らかになると思います。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

事業者が決まったら決まるということですね。分かりました。

あと、2つ目が、今先ほども出てた焼却する産廃の内容についてちょっと詳しくお聞きしたいと思います。一般廃棄物と性状を同じくするものということでありますけれども、一応産廃の一覧表を見ると20種類ありますが、どれとどれとどれになるのかなということでお教えいただきたいんですけれども、1番、燃えがらからありますね。汚泥とか、3番、廃油、廃酸、廃アルカリ。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

それにつきましては、今、その産廃の品目の仕分けと、今、一般廃棄物の実際出されてる品目と合致してないんですね。例えば、ポカリスエットというのは食品残渣になるんですが、これは産廃でいきますと廃アルカリということになります。同じくコカコーラ、これにつきましては炭酸が入ってますので、酸というようなカテゴリーに分かれるわけでございまして、産廃のどれかというような分け方は、現在のところちょっと想定はしておらず、一般廃棄物と内容の同じものを、品目また種別にそれを列記しまして、事業者側との取決めといいますか、事業者側の求めに応じてこちらが判断をして許可をする。できないものは不許可にするといったことを考えております。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

今、例えに出された分は、家庭からも出るものでありますけれども、家庭から出る分というのはそんな大量には出てこないですけれども、その産業廃棄物となると企業活動で、それで出てくるものですので、そればっかりが大量に出てくるということもあるかと思います。これ、協議をして、協定を結ばれて協議をしてから、そういう搬入種類というんですか、審査すると言ってますけど、審査基準を設定するとあるんですが、どの段階で誰がどのようにそういう基準を設定するのかをちょっとお教えいただきたいんですけれども。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

その持ち込む産業廃棄物は、今までちょっと資料でお示ししておりますとおり、一般廃棄物と性状を同じくするものということで、大きく木材、紙、プラスチック系統のものですね。それと食品関係ということで違っておりますけども、それは、細かい品目を挙げるということでなく、こういった系統のものということで提案の募集要項の中に含めておくつもりをしております。

その実際に持ち込む詳細につきましては、個々に品目を列記していただいて、本町のほうで審査をして、認められるものは許可するし、認められないものは許可しないという形を想定しております。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

産廃の分については、忠岡町の募集要項というのは、プロポーザルの募集要項ということですね。プロポーザルで業者を選定する際の募集要項に入れられるということなので、もう大体どのようなものかというのは決まっていらっしゃるかと思うんですけれども、今まで出された、違うんですか。すみません、いいですか。プロポーザルの募集要項に入れるということですね。確認ですけど。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

すみません、ちょっと訂正させていただきます。

一応プロポーザルは、今回、町が想定しているこの事業スキームを載せて、一般廃棄物と性状を同じくするものといったような表記をいたします。具体的には、事業者側からの提案書の中にそうした文言が記載されて提出されてくるのかなというふうには思っております。ですから、事業者を決める募集要項の中に細かく列記するということは今はちょっと考えてなくて、記述は一般廃棄物と性状を同じくするものを想定しているといったよう

な形でお示しをしていくことになると思います。

以上です。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

そしたら、忠岡町が募集要項に入れるのは、木材や建設の何かそういう廃材とか、あと一般廃棄物と同じ性状のものという大きなくくりであつて、その中身はどのようなものになるかは、具体的にはプロポーザルで応募してきた事業者側が、これとこれとこれと、こういったものを焼却しますというふうに挙げてくるということですか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

そのような形になるかとは思います。ただ、廃棄物と言いましても、いろんな種類がありますので、個々の品物につきましては、その都度、事業者が決まって運営の段階になったときに、個々の詳細につきましては、個々に審査の請求があって、本町が検討して回答を出すという形にはなるかと思いますけども。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

提案型のプロポーザルの応募してきた事業者側が、これとこれとこういったものを主にしますということで、大筋のところで忠岡町がそれを認めるか認めないかということで、あと具体的には、実際に稼働するということで、搬入する段階で審査基準というんですかね、あまり汚いのは駄目ですよとか、こういうのはちゃんと洗って持ってきてと、どこまでどうしはるというのは、忠岡町が決められるわけですか、この審査の基準。これを入れていいですよ、駄目ですよというのは。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

基本的には、どういったものを受け入れるかという基準につきましては、本町が決めていくのかなと思います。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員 (是枝綾子議員)

忠岡町に受入れをする条件設定というんですかね、こういったもののこういったものという、それが忠岡町にあると、企業側にはないということでよろしいですか。忠岡町が細

かく設定をして、審査基準ですね、忠岡町側が審査基準を決めて、そしてそれ以外は駄目 だということではねのけることができるということですね。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

個々の審査請求に応じて本町が判断をして、受入れを決めていくということになろうか と思います。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

事業スキームの表を見たら、物によっては条件を設定して、受け入れることもあるのかなみたいな、そんな図表になっているということでありますので、ちょっと聞いてみたんですけれども、そしたらその判断は忠岡町ができるけれども、最初、当初言うてたもの以外のものでも審査が出てきたら検討しなければいけないわけですね。検討して、どうするかというのは忠岡町が決めるということで、書いてある当初予定していなかったものも入る場合もあると、事情によっては。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

基本的に、私、当初申し上げましたように、ゴム系であったりとか、廃液、溶剤の関係、これはもう当初から認めないということになります。ただ、廃棄物によっては、部分的に、例えばプラスチックの中に金属が入ってるとか、いろいろあると思うんですね。そうした個々の物品に関しては、事業者側からの求めに応じて、これはいいですかということに対して、忠岡町は、これはいいですけど、これは駄目ですねといったようなやり取りはあるのかなと思っております。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

忠岡町が判断をするにしても、専門的な知識がそこは要る部分かと思いますけれども、 やっぱり金属を高温で焼くと蒸発するんですね、金属の物質。蒸発するものもあるという ことで、それが大気に出ていくということもあるので、非常にいろいろと、それが大丈夫 なのかどうなのかとか、専門的な知識が要るので、そのときの判断、忠岡町の今の職員さ んがそんな10年先にいらっしゃるか分かりませんけれども、忠岡町の職員さんで判断で きるんでしょうか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

そこも含めまして、そうした体制も今後検討はしてまいりますけども、判断が難しければ専門家の力も借りるということになろうかと思います。現時点ではちょっと分からないところですね。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

一般廃棄物だけでしたらそんなことはないんですけど、やっぱり産廃を受け入れるとなると、やはりその辺の判断する基準、以外のものが挙がってきた場合にどうするのかという、そういったこともあるし、だからこういうのはしませんと言ってるけど、する場合も出てくるかもしれないというね。絶対ほかは焼きません、書いてあること以外は焼きませんということではないということがちょっと分かりました。ということですね。はい、分かりました。

あと、時間がないですので、もうちょっと、2つ、3つあるんですけれども、搬入物と 搬出物のモニタリング方法についてと、排ガスについてのモニタリング方法ですね。忠岡 町はどのように考えていらっしゃるんでしょうか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

まず、搬入のところですけども、基本的にはマニフェストがついてまいりますので、そうしたデータをこちらに提出していただくということになろうかと思います。それと、定期的に現地で目視で検査をするというところも必要かなというふうには思っております。

それと、大気につきましては、これはその施設に検知するような設備がつくかどうか、恐らくつくとは思いますけれども、分かりませんし、それとは別に、外部機関といいますか、第三者測定会社がその大気の状況を、年に何回か分かりませんけども、検査したものを本町が確認していくと。そして、大阪府・国に報告していくという形になろうかと思います。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員 (是枝綾子議員)

搬入物のマニフェスト、今、電子化されていらっしゃるんでね、それで見はるんですけども、180トン、1日に焼却するから、180トンぐらいは入ってくるのかなと。それ

を幾つの事業者が、何社が持って来はるのか、積み替えて10トンで1回でバーッと来るかもしれないと言ってはったんですけれども、それをチェックするというのは、やはり専門的な知識とかが要るんじゃないでしょうか。それは町の職員さんがされるんでしょうか。すみません。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

そこのところも、まだちょっと検討しておりませんけども、もちろん町の職員が対応できないものでありましたら、専門家の力を借りることにもなりますでしょうし、それはその時々に応じて判断をしていけばいいかなというふうには思っております。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

専門家のね、忠岡町は専門家がいてないのでね、技術者はいてないので、今の一般廃棄物でも管理がちょっとどうかと言われてるところもあるのに、今度、産廃が入ってきて、それも忠岡町が管理責任をね、ちゃんと責任持ちますと言ってすると、やっぱり専門的なそういう技術者なり、そういう知識を持った職員を配置するか、そういったところに委託を一々して、毎日毎日委託をせなあかんという、そういったことになってくるというふうな心配がありますけれども、そういうことになっていくんですね。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

今、マニフェストはですね、その廃棄する品目を書いたものですから、それを見るぐらいでしたら私もできます。ですから、職員でも可能かと思います。ただ、量が多かったりとか、職種によってはちょっと私らの知らない物質もあるかと思いますけども、そうしたものが出れば、分からなければ専門家の力も借りるというようなことになるかなというように思っております。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

あと、排ガスについては、データが出てくるので、それもまた見ても、基準値よりも下回ってるかどうかぐらいなら分かるんでしょうけど、それを見て、それをどう、どのように問題だということを見つけて、そして産廃の公民連携の相手にどのように指導というんでしたかね、言えるんでしょうか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

その検知される汚染物質というのは幾つか決められてるようでございまして、それは報告書に出てまいりますので、基準値を超える超えないというところは、その検査結果を見れば一目瞭然といいますか、分かることになるかと思います。実際にそういうのが出たときの想定ですけども、これはですね、やはり実施協定のときには、そういうやり方についても細かく定めておくものかなとは思いますけども、現時点では、そこのところはまだ想定してないところでございます。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

基準値を超えた、超えてないというのは分かると思いますので、どなたが見ても。ですが、特に排ガスについては、大阪府の基準とか国の基準、法の基準以上に忠岡町は厳しくしますという、そういった考えはないでしょうか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

基本的には、法令を守るのはもちろんのことですし、もう1つ上の高い基準を目標として運用していただく、こういった取組は大切なのかなというふうには思っております。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

高い目標を持つかどうかというのは、プロポーザルの段階で出すべきものなのか、そこに書いてなくても、後からこんなふうに厳しい基準にしますよと言って、それで通じる話なのかというと、どちらなんでしょうか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

この今現段階では、今、国が定めてる基準を上回る基準を定めるということは基本的には考えてないですね。国の基準を守っていただいて、運転に関しては、もう1つ高い基準のところを目指して努力義務というんですかね、そうしたところはやっていただこうかな

と思ってますけども、国が決めた、かなり厳しい基準だと思いますけど、それをさらに厳 しくするということはちょっと今現在は考えておりません。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

分かりました。そしたら、特には設けないということで、あと、その基準を超えてしまっていたという段階になりましたら、それについての伝えるというか、意見を言うことはできると思いますが、指導するというところとか、あと、その辺については、どこがされるんでしょうか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

産業廃棄物処理施設になりますので、基本的には大阪府が行うことになると思っております。ただ、本町の一般廃棄物も入れておりますので、本町も何らか関われるような仕組みにはしたいと思っております。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

法令上、指導は大阪府であるけれども、契約をしている忠岡町でありますので、何らかの形でこの点については相手にきちっと言えるように、契約上、何かされるつもりだということでよろしいですか。

委員長(北村 孝議員)

答弁、要りますか。

委員(是枝綾子議員)

はい、されるつもりですかということで。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

現時点ではそう考えております。

委員(是枝綾子議員)

分かりました。はい。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

あと最後ですけども、今後の、ごみ処理に関しての政策が様々進んできているということで、これはちょっと法的なところから、観点からなんですけれども、廃棄物処理法の上位法になるんですか、平成13年の1月に施行された循環型社会形成推進基本法ということができて、かなりごみの再利用というんですかね、焼くというのは一番最後ということになったわけですよね。発生を抑制するというのが1番で、2番目が再使用するということで、3番目が再生利用で、4番目が熱回収、で、5番目に適正処分。焼くというのは処分なんですね。処理じゃなくて処分なんですよね。

ということになってきたということで、そして今年の4月から、皆さんももうニュースでもご存じやと思いますけど、プラスチックの資源循環促進法ということができて、プラスチックごみというものの製造段階からきちんと製造者責任というものができて、だから、最近コンビニへ行っても、何か色々くれないというんですか、プラスチックのスプーンじゃなくて木のスプーンになってたりとか、もうプラスチック製品についてはこれからもう減らしていく、もう焼かないというね、再利用したりとか、作らないという、何かそういうふうになってきてるということなんですけども、そういったことでプラスチックごみは減っていくというのが、国策でそうしてますけども。

それで、そしたらごみの減量化がかなり進んでいく中で、産廃の分を180トン、毎日確保するということがね、焼くんですから、焼く分が180トンですね。今、焼いたらあかんという時代やのに、焼くと。再利用やらリサイクル、リユース、そういうことを優先して、どうしてもできないものは焼くという、そのごみの確保ということが、10年後、20年後、30年後、40年先までの契約になるかと思いますが、ごみの将来推計というものがどのように、やっぱりこのまま確保できるとは思えないと思いますが、1回ちょっとごみの将来推計はもう1回し直さないといけないんじゃないかなというふうに。でないと、そもそもごみがこんな180トン確保できない、一般廃棄物の忠岡町は、人が生活してるから一定出ますけれども、そういった時代に民設民営のこの事業スキームが成り立つんかどうかということも、もう一度考えていただかないと、昨日も住民説明会で、そんだけごみが集まるんですかというか、何かそういう経営が成り立つんかという質問をしてはった方がどなたかいてはったと思います。経営がね、収支、ごみが減ってね。そういうことは心配ないんですかというのは議会できちっとチェックしないといけない点かなと思いますけれども、いかがでしょうか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

昨年から、いろいろな施設を視察もさせていただいたりとか、見てまいりました。今、 産業廃棄物の現状は、私、細かくは調査をしておりませんけども、今現状ですね、焼却で きずにそのままの状態で埋め立てられてるという現状がございます。ですから、山の中に本町の粗大ごみのようなものが、ある程度減容はされるんでしょうけども、そのまま、安定型処分場と言うんですが、そのまま埋め立てられてるという現状がございます。ですから、一定ですね、焼却処分をするという施設につきましては、今現状、この世の中に必要なものなんだなあというところは、その埋立て処分場を見て、感じて、帰ってきたところでございます。

この近辺でも、たくさん山手にはございますので、一度ご覧になられて、また思うんですが、相当広大な安定型の処分場がありまして、それが定期的に埋まって満杯になってるという実情がございます。

そのような状況がございますので、30年先までちょっと私、保証はできませんけども、今この状態でその焼却する廃棄物がなくなるということは、あの山の状況を見ると、ちょっと考えにくいのかなというふうに思っているところでございます。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

今はあると思います。法律ができて、そんなにたっていないので。ですが、今後は、もう40年先まで見通すと、そのごみの量を確保することが難しい時代が来ると。収支が合わない。収支が合わなければ撤退もあり得ると、何かリスクのところで、どこか表でありました。民設民営は撤退もあると、あり得るというね、リスクの中に書いてありましたけど、そういったことが起きるんじゃないかというふうに思います。

なので、ごみの将来推計ということについて、産廃についても、忠岡町は減らないと思っていらっしゃるのか、大丈夫ですよと今の段階で言って、この事業を進めようとしているのか、どちらなのでしょうかということで。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員、質問の途中ですけど、お昼、まだありますよね。

委員(是枝綾子議員)

これの話ね、ごみの産廃の確保の話で私の質問は。

委員長(北村 孝議員)

この答弁で終わりですか。

委員(是枝綾子議員)

いや、まだあります。

委員長(北村 孝議員)

そしたら、もう休憩しましょうか。

委員(是枝綾子議員)

いや、あともう5分か10分で終わると思いますけど。ほかの人がおれば。

委員長(北村 孝議員)

では、今の答弁。

委員(三宅良矢議員)

昼から仕切り直して質問していただいても結構ですので。

委員長(北村 孝議員)

そうしますか。

委員(是枝綾子議員)

私は続けていいけど、ほかの方、皆さんはどうでしょうかということで。

委員長(北村 孝議員)

もう休憩します。そしたら、是枝委員、途中ですけども、答弁を昼からお願いいたしま す。

午後1時からまた再開しますので、暫時休憩します。

(「午後0時01分」休憩)

委員長(北村 孝議員)

午前に引き続き委員会を再開いたします。

(「午後0時59分」再開)

委員長(北村 孝議員)

是枝委員の質疑に対して答弁、お願いいたします。

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

午前の答弁と重なってしまうかもしれませんけども、将来のごみの量をちょっと今、ここで確約することはできないんですが、私が視察で見てきた、またその廃棄物処理場でいるいろ話を伺ってきた中では、今現在焼却できずにそのまま埋め立てられているごみがもう多量にあるという実情をお伺いしまして、産業廃棄物が焼却が一定、量としての需要があるんだなというところは実感して帰ってきたところでございます。これが突然なくなるということもちょっと考えにくいことであります。人口減少でごみ量の減少ということもございますけれども、いきなりゼロになるということはないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

ゼロになるという極端な話をしているのではなく、180トンの、1日に焼却する産廃 が確保できるのかどうかというところをお聞きしてたんで、180は確保できなくても1 50はいけますよみたいな、そういう状態なのかもしれないですけれども、それがゼロになるとはとても思えませんが、ちょっとそういう極端なご答弁でしたので、この先ね、30年、40年先の状況を見越したやはりごみの将来推計はもう1回きちんと見直したほうがいいんではないかというふうには思いますが、そういうご答弁では見直すことはないんですかということで。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

一般廃棄物の量の予測については、当然基本計画の中で行ってまいりますけれども、産業廃棄物の調査は我々の責務ではございませんので、国や大阪府が行う資料を確認していくというところでは確認をしていきたいと思います。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

忠岡町の監視や責任の範囲ではないので、そうだと思います。では、これちょっと、180トンの産廃という数字が出てきたということで、これは採算の取れるラインが180トンなのか、どこが採算取れるラインなのかというのは、聞き取り調査の中では何というふうに、どの辺りというふうに見ておられるでしょうか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

採算が取れるという視点では見てないんですけども、今現在の本町のクリーンセンターでどれぐらいの炉が建てられるのか、200トンぐらいなら可能じゃないかというところから発想したわけでありまして、その敷地に建てられるであろう200トン炉によって事業採算性があるのかないのか、そこのところは手を挙げられた事業者さんは計算をされてるんだろうなというふうには考えております。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員 (是枝綾子議員)

手を挙げられた事業者は1社だけでありましたね。産廃処理事業者ですね。違いました、何社かありましたか。すみません。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

産業廃棄物の企業は1社ですけども、プラントメーカーが3社ございます。合計4社ということでございます。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

採算が取れるラインというのはきちっとね、やっぱり業者ね、シビアに見てはるんで、 そこがどのぐらいかというところをきちっと見て、この事業のスキームを考えていかない といけないんではないでしょうかというところなんです。本当はね、本来は。で、忠岡町 の敷地に建てれるのが200トンやからということで、そういう答弁になると私、思って なかったんですけど、普通そんなふうにはならないと思うんですけれども、一応そのごみ 処理の単価がどのようになっていくかでも、その処理トン数、採算が取れるラインという のが変わってくるというふうに思います。そうですね。ごみ処理単価が高くなっていくと 当然ごみは減っていく。そうすると、それを、ごみを集めないといけないから処理単価を 引き下げる。何とか集める。でも、採算が合わない。こういう収支が合わなくなっていく パターンになっていくと思うんですけれども、今後ごみが減らないと見てはるところがち ょっと私は疑問なんですけども、やっぱり国は減らしていくと、もう燃やさないというこ とで、製造するプラスチックメーカーなんかでしたら、製造するところからそもそも回収 せえよとか、いろいろそういうインセンティブを与えて、いろいろと仕向けていってるん ですね。だから、やっぱりごみは減っていくわけなんです。なので、そこをどう見るかと いうのが、忠岡町の目測を誤るということのないように計画しないといけないんじゃない でしょうかということは、これは進める立場じゃないんですよ。進める立場ではなく、こ ういう計画を出してくるんだったら、そこはきちんと見ないといけないんではないでしょ うかということと。

あと、もう忠岡町のこれ、計画が出てきたという分で、その200トン近く、180トンのごみを、じゃあどこから集めてくるのかということで、今既に焼却炉が周辺に、産業廃棄物の焼却炉あると思いますけれども、それ以外に180トンが集まるということで、こういう事業を提起している忠岡町は、どこからこの180トンを集めてくると見込んでいらっしゃるんでしょうか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

一応、業者ヒアリングの中で供給ができるという話は聞いております。ただ、その産業

廃棄物がどこから持ってくるかというか、そういう詳細な聞き方はしておりませんけれど も、ここは近畿圏にございますので、大阪府であったり近隣の府県から集まってくるのか なという印象は持っております。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

集められなかったら全国どこからでも集めてきはると思いますけれども、採算、本当に 取れるんでしょうかというところが、こういう時代にというのと、あと周りに産廃の焼却 施設もあるといいますものね。和泉市のほうにもありますし。なのに新たにこれを造ると いうのは何かそことの関係で、そこがもう使えなくなって閉めるから、こっち、忠岡町に 移してくるという、そういったことはないんかなという心配もありますが、そういったこ とはないでしょうか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

他の事業所の動向であったりとかそこは、調査いろいろしてますけど、それは今回の本計画に関しては承知をしていないといいますか、別に織り込んでるところであったりとか検討の中には入れておりませんので、周りにどんな施設があろうと、本町の事業は本町の事業ということで考えております。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員 (是枝綾子議員)

その本町の事業が成り立たない周りの状況、ごみの推計ね、そして周りの状況からして成り立つかどうかといったら、成り立つんですかという疑問がずっと残るわけなんですね。ほかの方々はどう思われるか分かりませんけど、私は成り立たないんじゃないかなと。もう一度ごみのね、産廃のごみの将来推計を一度出し直してやっていくべきでないかと。ごみが減らないということは、どこかの焼却炉が閉まって、それが来るんじゃないかななんていうふうな心配もあるわけなんです。いうこともあるので、そういったのはもう一度、再度見直すということはないみたいなので、そういうご答弁であったというふうに思います。

あと、やっぱりごみの処理単価というものはどういうふうになっていくかというふうに、見通しとしてはどう考えていらっしゃるんでしょうか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

基本協定、また実施協定の中でごみの処理単価は、上限、下限という形である程度の幅を持って決まることになるとは思いますけども、その処理単価が設定をされて協定を結ぶという形になります。それ以降の費用の上昇につきましては、やはり人件費なんかも上がったりとかいろんな資材なんかも上がったりもしますので、その社会情勢に合わせてやっぱし適宜見直しはされていくんだろうなというふうに考えております。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

そうですね。ごみ処理単価は、今現在の単価がそのまま行くということではなく、やっぱり社会情勢の変化ね、最低賃金も上がりますし、いろいろな物価高騰ですね。そういった、石油とかの高騰、様々な要素があるので、何かこういうごみ処理単価というのは5年先、民間の5年先ぐらいまでしかちょっと読めないという話も、そういう新聞報道とかでも書いてありますので、これが10年先、20年先、30年先というのは本当に不透明で、この金額で本当に委託いけるんかというところはやっぱり分からないんですけれども、そのごみ処理の単価というか、がどういう契約の、5年なのか10年なのか、その都度見直すということなのか、どういう契約の仕方をされるのかというのをちょっとお聞きしたいんですけれど。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

まだその契約の形が、具体的にはまだ想定はしてないところでございます。公民連携協定は事業者側の費用で施設を建てたりとかする協定でございますので、本町のごみ処理の委託契約ではないんですね。ごみ、委託契約は別途ですね、やはり長期的な契約になるのか単年の契約を繰り返すのか、そこら辺りはちょっとまだ今のところ想定はしておりませんけども、そういう形になっていくんだろうなというふうに考えています。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

ごみの一番ね、忠岡町が費用的に安くつきますよということで、委託料をこれだけです よというふうに示している委託があって、それがどの段階でどんな契約になってというの が、何かこれからみたいな、で、いつ頃ですか、これが分かって契約されるのはいつ頃な んですかというのをちょっと今お聞きしたいんですけれど。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

これは基本的に事業者が決まらないと金額が決まらないというふうに考えています。ただ、ヒアリング調査の中で、大体この辺の金額という辺りは聞いておりますので、事業提案の中でどの辺りのごみ処理費用なのかというところは提案があるものと思っております。ただ、その提案には多少の幅があるかなというふうには考えております。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

そしたら事業提案、プロポーザルで応募してきた事業者が事業提案で、このぐらいの委託料でしますよというのは金額は出てくるわけなんですね。幅を持たせて、幅。そうですか。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

幅を持たせてそういう数字が出てくると。その幅で忠岡町が「いいよ」ということで、 そこで事業者が決まるということなんですね。そのことも含めて。

住民部(谷野栄二部長)

そうです。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

金額だけではございませんけども、提案内容が本町が想定している事業とどれぐらい適合しているのかということによってやっていくわけなんですが、金額は一応聞くようにはしております。ただ、決まってないこともたくさんありますので。例えばごみ中継施設の建設費用であったりとか、既存施設の解体撤去について、この辺りをどのようにしていくのかによってもその費用に跳ね返る可能性もありますし、そこは事業者が決まってからの協議かなというふうに思っております。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

今のお答えだと、すみません、中継施設の建設の費用だとか解体撤去の費用とか、それが委託料に跳ね返ってくるって、何か私、聞こえたんですけど、そうなんですか。

委員長(北村 孝議員)

部長。

住民部(谷野栄二部長)

本町はヒアリングの段階で、解体撤去であったりとかごみ中継施設の費用をこの事業に盛り込むことができるというふうに聞いておるんですね。ただ、その盛り込んだ費用がどこで本町が負担していくのかというところはこれからの協議になります。それが委託料になってそこに上乗せされていくのか、長い長期契約の中でですね。それとも一時的にちょっと負担が出てくるのか、そこのところはまだ現在決まってないところであります。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

説明ね、ざくっとした説明のときには中継施設のこの建設の費用も要らないし、解体撤去の費用も要らないし、あとは焼き賃だけですよという、これは安うでつくんやなと、みんな思ったわけなんですけれども、実は中継施設の建設費用とか解体撤去の費用、それが今後の委託料の金額に関わってくるということは、やっぱりこの、これはSPCの特定目的会社で収支を合わしていく中に全部丸め込まれて、中継施設、解体撤去というのがあるわけなんですよね。で、その収支に合うようにごみ焼却料ですね。手数料、忠岡町から取る委託契約、何ぼでするということの、それもやっぱり将来のSPCの会社の運営を考えてされるから跳ね返ってくると、影響するという、そういう説明なんですね。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

一応その事業の中に含めるということで、含めた場合の金額を既に伺っておりますので、それ以上は出ないのかなと思っておりますけども、そこの詳細的な話し合いというのは事業者が決まってからでないとちょっとできないのかなとも思っておりますので、ですから多少幅のある金額の提示のされ方かなというふうに考えているところでございます。

委員 (是枝綾子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

中継施設、何ぼかかるか分からんし、解体撤去の費用も何ぼかかるか分かれへんから、 それは何ぼというふうに幅がやっぱり出てきて、もう想定できないところです。想定というか、幅があるというのはそれが決まってないからですね。その金額が幾らと。建設費用、撤去費用がということなんでしょうね。そういうことで、ただで中継施設を造ってくれるとか解体撤去がただで撤去してくれるということでないというふうに思っておいたらいいということですね。多少はやっぱり委託料に、ごみ焼却委託料に関係してくるということで。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

事業の中に含んでということを言っていただいてますので、そのSPCの経営の中に盛り込んでもらえるというふうな形なんですね。ただそれ、結構な費用になりますので、やっぱりその経営を成り立たすためには本町が委託する委託費用をどれぐらい取らなければならないのか、それはSPCで当然考えてこられるんかなというふうには思っております。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員 (是枝綾子議員)

大体中身が分かりました。ということで、一応とりあえず一旦ちょっと。

委員長(北村 孝議員)

他に、ご質疑ありませんか。

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

すみません、私のほうから質問させてもらいます。

まず、ちょっと戻って申し訳ない。この説明ありますよね。この8月24日の議会への説明会。私は本当はこの説明会のときに聞きたかった質問があって、でも、あのときもうね、議会でということになったから質問、置いてたことがあるんです。ですので、議案にかかわらず、この公民連携にかかわらず、ちょっとこの資料のことでお聞きしたいんですけどね。

まず、広域のときからの話とか、町の1人当たりのごみ処理経費のこととかね、ここら 辺のところでやっぱり町の責務というか住民への説明責任という部分でお聞かせいただき たいんですけど、まずこの、忠岡町だけごみ処理経費、突出して高いでしょう。これの理由なんですけど、昨日の説明会でも一応、老朽化による機器更新工事とかの経費がという、ここの資料に書いてる理由、おっしゃってましたけど、私自身それ、そうじゃないやろうって思ってるんです。

というのは、炉の形がどうであれ、それこそ何年たった炉であれ、この一廃のごみ処理事業って、どこの市町村も全国で同じ事業やってるわけなんですよ。で、ごみ処理施設って、もう造った時点から老朽化することを見越して事業計画ね、立てるのが普通なんですよ。それは私もずっともう従前から、議員になる前から大阪府とかに近隣にも聞いてるし、忠岡町だけがそういう中長期的な事業計画してへんかったんですよ。で、ある意味訴訟の中でもそこが1個争点になってたわけなんですけどね。そのちゃんとした事業計画を立ててなかった、忠岡町だけが立ててなくて、それでこんなことというか、広域化も行かずに、何か長期包括、10年間が頓挫したわけですよね。それって何でそういうことになってるんかというところを1個お聞きしたいんですよ。

だから、ほかの自治体と同じことをやってるのに、何で忠岡町だけがこの機器更新、老朽化が原因で価格高いんですと。私はそれは成り立てへんと思ってるから、忠岡町だけがおかしいというか、ほかの自治体と比べて異質な事業運営をしていたという部分についてちゃんと説明していただきたいんです。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

ちょっと私も従前からおったわけではないんで、ちょっと説明というか把握してないところもあるんですが、幾つかのですね、本町と同じように単独で持っておられるところを視察をさせていただいてお話も聞いてきたわけでございますけども、その見てきたところが2か所あるんですが、その2か所とも職員が運転、昼間はやっております。で、夜間については事業者に委託をしてるということでありますけども、基本的にその施設の運転また改修の計画であったりとかいうところを職員が行っているというところが、本町との大きな違いかなというふうに思いました。

それともう1点、本町は包括ということで委託をしておりますので、基本的にその委託期間、壊れずに安定して、安心してごみ焼却事業ができるような設定がなされているかと思います。そうしたことで、今まで事故なく、大きな事故なくごみ処理ができてきたわけですけれども、一方、見てきたところは職員が直接その管理運営、また改修に携わっておられまして、壊れそうなところだけを何かちょっと修理をしたりとか積極的改修というものが、考え方が本町とは少しちょっと違ったりもするのかなというところも感じてきたところでございます。

言い方は悪いですけど、ちょっと壊れるまで使ってみたいなというところもあるんじゃ

ないかなというところは感じました。これは聞いた話でなくて、私が見て感じた話なんで、それでちょっとご理解お願いしたいんですが、そうしたごみ処理場の運営の考え方の違いが、ちょっとこの金額に反映されているのかなというところは正直、私、感じているところでございます。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

多分、熊取町さんなんかはそういうタイプでやってはるということ、私も聞いて知ってますけど、どういう運営管理状態にしろ、そこをちゃんと考えて財政的に、効率的により安く、それで中長期的に施設を安定的に維持管理していくというのを考えるのが自治体の責務なわけでしょう。忠岡町はそこをやってへんかって、結局、5年、10年という長いスパンをかけて、ごみ処理施設の予算なんて急につかへんの分かってるから、みんなどこの自治体もそういう10年越しの事業計画をずっと長いスパンをかけて立ててやっているわけなんですね。

そういうのを忠岡町だけがやってなかったというところでね、令和元年度のときに議会にクリーンセンター関係の議案、出てきたときに、当時和田町長が町長でいてはって、あのときも結構、議会で長期包括のことも含めて、議会の議員のほうからも意見、出たりとか、私も言わしてもらいましたけど、結局今回のこの件もそうですし、過去でいうとその長期包括もそうですけど、町はこうやってやりますって一応方針を立ててやって言っておきながら、結局後になってできへんかったら誰も責任取ってないでしょう。

あの元年度のときも、私、誰も責任取ってない、やりっ放しやんかというところで言わしてもらいましたけど、結局そうやって責任を取らない忠岡町というね、そういう姿勢がやっぱりあると、今回も、昨日の説明会の住民さんもおっしゃってましたけど、将来またこの方針がぽしゃったりとかしたときに誰が責任取るねんと。誰も責任取らないんでしょう。今の、今いてはる職員さんもいてない、町長も代わってる。また長期包括のときと同じように誰も責任取らんとやり逃げ状態で、まあええやん、過去のことはみたいになっていくのと違うのと、そこがやっぱり1個、住民としては気になるところなんです。

要は、自治体としての責任というところね。誰が責任持つねんというところ。もう既に 忠岡町は1個、長期包括、誰も責任取ってない。和田町長を初め責任取ってないというこ とを1個やってるわけで、なので、そこの責任どう考えるんですかというのが1個。

で、過去に遡って申し訳ないですけど、その長期包括時代の部分でポカしてるから、今 こういう状態になってるというのもあると思うんですよ。そこの部分ね、私は本来やった らやっぱり町長、首長がこれ、ほったらかしにしてたというのは明らかで、そこは必要が あれば損害賠償請求も含めて責任追及を今の町長が「俺のせいと違うねん。和田町長を初め、当時の和田町政に原因、責任あるねん」って、やっぱり責任追及してもいいん違うかなと思うんですけど、そこら辺、どうお考えなんですか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

ちょっと私が考える客観的な答えになって申し訳ないんですが、まず将来の責任についてどう考えるかということですけれども、将来にわたるところは十分調査して、予測をするのは大事ですけども、今この現在ね、一番よい選択は何なのかというところを追求して、町の長期的な財政であったりとか住民サービスであったりとか、これを考えるのが私、大事だと思ってるんです。

ですから、現時点での一番ベストな方向はどうなのかというところでちょっと提案させていただいているところもありまして、将来にわたってどうなのか、安定的にできるのかというところは、もちろん見据えていかなければなりませんけども、そのようなことで将来の責任をどう考えるかについては、今現在のベストな選択をしていきたいというところは1つ回答をさせていただきたいと思います。

それと、ポカしているのか、過去の長期包括についてですけれども、これも当時私、関わっておりませんので、よく事情を知らない中で申し訳ないんですが、一定この長期包括事業につきましては、一定町の計画があって、一定議会の中でも認められて進められた事業であるというふうに考えております。それが、一般的に見て他の市町村から比べて高い金額になっているというところも事実ではございますけども、一定町が計画して認められて進められてきた事業ということで、大きく頓挫したとか事故が起こったというわけではございませんので、一定その計画が終了するということについては特段、責任を追及する必要はないのではないかというふうに考えております。

以上です。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

長期包括そのものは運転管理、どうせ委託せなあかんかったから、それはいいと思うんですよ。その10年間の間に一応住民にね、言っていた広域化という部分を進めなかったって、そこなんですよ、私が言いたいのは。そこを責任、町はどう思っているんですかって。

昨日の説明会でも住民さん、平成27年でしたか、何か町のごみ処理の基本計画にも明

記されてるじゃないかって言うてはったでしょう、広域化するんだって。いうことをおっしゃっていたぐらいなんで、そこはやっぱり町としても住民に、基本計画でも言ってたぐらいなんで、そこはちゃんと、なし崩しというか、もう過ぎたこと、ええやんじゃなくて、一定ちゃんと説明をする必要あるん違いますかと、私は思います。

あとね、その今後に対する責任の部分でもう1個お聞きしたいんですけどね。これ、今こういう資料というか作っていただいてますよね。それでデータ、出していただいていてね。私、先に言っておきますけど、もう従前から言ってるとおり、この公民連携は賛成なんです。むしろ今までよりもちゃんと、本当に忠岡町のためにどういうあり方がごみ処理のあり方、いいんかというのをちゃんと精査した上で出てきた案やから、これはオーケーなんですけど、ただ、このデータって多分コンサルさんに調査してもらって出てきた資料をこうやって出してもらってるんですけど、要はこの出てきた資料の見積りなり比較検討、データの担保というかね、信憑性ですよね。将来、今の時点で我々は、判断する材料、この資料に出てきているこのデータなんですよ、この中身ね。これをもとに役場の職員さんを初め我々も判断するんですけど、住民も。

これが後になって「ちゃうかった。間違えてたわ」というね、間違えてはないと思うけれども、この予測が間違えてたんやとかデータの精度というかな、将来に向けての担保ですよ。将来になったときにやっぱり「ちょっとあのコンサルさんのあのデータ、ちょっとちゃうかったん違う」みたいになったときに、我々、これ信用したのがね、信用した土台がちょっと間違えてたん違うって、もしなった、なることがあったとすれば、そのときどこが責任取ってくれるというか、町なのかこのコンサル業者なのか、そこら辺はどうなんですか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

いろいろと今、皆様にお示ししているデータとか資料につきましては、これ、基本忠岡 町で作っています。コンサルさんにお願いしているのは、我々がすることができない、例 えば事業者側のサウンディング調査であったりとか、我々知らない業界の例えば単価であ ったりとか、そうしたできない部分のみを委託して、この資料は全くの我々の手作りでご ざいます。そういうことで、まずこの資料については我々が作っているというところで す。

それと、この一応内容につきまして、定性的な評価をさせていただいていますけども、これにつきましては現時点の評価ということで、いろいろと内容を精査して、つけてきた評価です。中にはちょっとこの評価はどうかというところがあるかもしれませんけれども、我々の中ではこのような \bigcirc 、 \times 、 \triangle と3段階評価ですけれども、こうした評価をすることによって、ケース1、2、3の優劣を判断するということを決めさせていただいたと

ころでございます。

それと、午前中ですね、河野委員からありましたけども、単価につきましてはサウンディング調査の中で聞き取ったような単価ですね。であったりとか、あとコンサルタントが経験的なところで、これぐらいの単価じゃないかとか、そういうところを我々が聞き取って、計算の式に入れているようなところでございまして、建設工事で積算を根拠に基づいて行うものとは少しちょっとレベルが違うといいますか概算的な資料になっております。

広域につきましても、近隣の広域組合に直接行っていろんな単価を聞いてきたわけでもありませんし、一般的な、これぐらいの施設を造ったら幾らなんだろうなというところで計算をさせていただいておりまして、含まれているもの、含まれていないもの、そうしたものもあるかとは思いますけども、3つの事業方式を客観的に見たらこういう金額のイメージになるなというところをちょっとお示しさせていただいたところで、そこの辺りは概算ということのご理解をいただければ幸いかと思います。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

私、てっきりここに出てる数字的なものって、コンサルさんが計測というか、見積りを立ててね、予測を立てて出した数字やと思ってたんですよ、今の答弁を聞くまで。逆に、職員さんがこの数字的なもの、全部はじいて出してるということですよね。それなら一定、責任、誰やねんとなったらもうそれは完全に町ということではそうですよね。それは分かりました。

そうなるとね、これは私の思いというか考えなんですけど、コンサルさんって、廃棄物の分野のコンサルさんって、その道のプロやったりするから、ある程度数字もまあまあ信頼度高いんかなと思ってたけど、今聞いたら職員さんがやってはってってなると、逆に信頼度、落ちるん違うんって、ちょっと思ったんですよ。ここに挙がっているデータが。それなら何か余計不安というか、どこまで信用できるねんってなるんですけど、そこら辺どうなんですかね。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

この金額比較の金額を出した表につきましては、基本的に下書き的なものはコンサルタントに作っていただきました。その下書きをベースに本町がこの仕上げを行ってきたというところでありますので、共同作業といえば共同作業なんですが、ベースになるものはコンサルタントに出していただいたというところはあります。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

ベースはコンサルさんにしてもらってるというところでは、分かりました、一応ね。

あともう1個ね。すみません、広域化の部分なんですけど、私、多分令和元年度のときにもう既に議会でも言ってたと思うんですけど、元年度の時点で広域化でけへんの、分かってたじゃないですか。1個ね、今泉北環境自身が近年、長寿命化してますけど、結局のところあそこ自体も老朽してるから根本的に新設、更新するんか移転するんかを含めて新たなせなあかん、それで費用かかるから忠岡町は広域化したところで、どのみち今よりも税投入というか財源的に高くお金かかる。加えて泉北環境さん自身がもう、聞いたら普通に教えてくれてましたけど、もともとあそこに泉北環境の施設を造るときに地域住民と3市ね。構成3市のごみ以外は持ち込ませないという協定を住民と結んでいてという話をもうその元年度の当時から私も聞いてて、そんな協定がある時点でひっくり返されへんし、令和6年のお尻、決まってるのに広域化無理やなあとかって思ってたわけなんですよ。

ただ、今もちょっと、やっぱり一部根強くね、広域化すべきとかいう住民さんの声もあったりするんでね。そこは昨日の説明会でも町側ははっきり何か説明してなかったなって私は思ってるんですよ。そういう実情というか言わずに。私はむしろそういう、ほんまにこういう現状があって無理なんですというね。行政的に見たら無理っていうの分かるじゃないですか。だから、そういうのはちゃんと言うべきと違うんかなとか思って、むしろ言って、住民の人にね、「広域化は無理なんですよ」って理解してもらうのが大事じゃないですかと思うんですど、何か言えない理由あるんですか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

近隣の組合さんに関しましては、やはり相手のあることでして、やはりその実情といいますか、その内容を公に説明をするのはいかがなものかなというところは確かにあります。

ご指摘のとおり私、去年の就任早々に泉北環境に行ってまいりまして、打合せをした印象ですけれども、まず委託はいけるなと感じました。委託することは確かに言われるようにアセスメントの問題ですね。忠岡町のごみ収集車が増えますので、「これは忠岡町の負担でやってくださいよ」と言われています。

それと、ご指摘のとおり地元ですね。地元には忠岡町も一緒に同行して説得に努めてくださいというところも聞いております。ただ組合さんは、地元との関係は定期的に会議なんかも開いておられて、人間関係も多少ありますので、一度に「はい、どうぞ」とはならないんでしょうけども、回数を重ねて人間関係をつくっていけば乗り越えられるんじゃな

いかなというところの、これは私の感覚ですけども、そういったものはありましたのも事実です。

それと、あと事業系のごみ袋の導入ということです。これはもう今は収集事業者さんが 個別に契約をされて集めておられますけれども、事業系ごみ袋を導入しないと泉北の中に は入れないという、大きくこの3点が条件としてありました。これをクリアすれば広域に 合流すること、委託することは可能かなというところは感じてきたところではございま す。

ただ、今までの説明の中で、広域に行くということは委託のままですと費用も高止まり になるわけなんですね。今現在造っている施設の残存価格というところの費用負担が求め られますので、それと焼き賃の合同合算となりますので、比較的高止まりする。

それと、それが新しい施設になったりとか大規模な改修工事を行った場合、数十億、数百億とかかった場合、その応分の負担は当然求められます、委託の場合はね。そのときに例えば仮にで申し訳ないですけど、例えば10億、15億、「忠岡町さん、来年負担してください」と言ったときに、忠岡町として対応できるのかといったら、非常に難しいと思うんですね。そういうところがありまして、広域に入るということは基本的には一部事務組合に参加するということが前提でないと難しいというところであります。

その一部事務組合に入るハードルというのがどんだけのものか分かりませんけも、これは相当に高いです。そこをその大きなリスクを持ったまま委託を進めていかなければならないというところは、このケース2、広域2というところの特徴といいますか、内容だというふうに考えております。

ただ、泉北の事務局の方も忠岡の委託ですね、委託に向けて努力をして協議をしていた だいたという事実もございますので、そこのところは本町もよかったなというか、ありが たいなというふうに感じているところではあります。

以上です。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

今のお話を聞いてたら、委託はありっぽいという話でしょう。ただ、それやったら財政的に厳しいというのがあるから、結局一組の一員になるしかないというのは分かったんですけど、そこ、今のまさしくその説明を言うたらいいん違うんですか、住民に、と思ったんです。

なので、やっぱり町は今、公民連携を進めようとしている。でも、一方でやっぱりまだ根強くというか、広域化を求める声もあるんやったら、そこはもう広域化じゃなくて、町の言うてる公民連携を進めるためにもちゃんと今の説明は言うべき、どこかの場でちゃんと言うべきやと思いますけどね。そういう場は何か持たれる気はないんですか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

今、この広域化ですね、組合さんと広域化の協議会は今現在、一応は今ちょっと休止してますけども、続いている状態になっております。で、この先、後戻りはできないという話はありますけども、委託に関してはまだ可能性はゼロではないというふうに思っております。費用負担がなくて、組合が収支的に有利になるんであれば、この先、将来ですね、忠岡町が委託と、改めて委託ということに関しては可能性はゼロではないというふうに考えております。

そうした中で、今本町がちょっと組合に入れてくださいとお願いして協議会をやってる 状況の中で、組合に入れないという説明はちょっとし難いなという、そこは相手方のおる 話ということになりますのでちょっとご理解いただけたらなと思います。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

一個気になるのが、今の町の説明やと委託をまだね、可能性としてあるっぽい言い方してはるでしょう。それならやっぱり広域化を求める方からすると、委託、広域化せえよってなると思うんですけど、逆に公民連携、進めへんようになるんと違うんですか、素朴な質問。広域化を求める方からするとね、それなら委託を進めたらええやんってなるでしょう。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

その委託に関しては、先ほど申し上げましたとおり財政的なリスクがありますので難しいなというところです。

委員 (勝元由佳子議員)

なるほどね。分かりました。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

あと、じゃあちょっと、また細かい話で申し訳ないんですけど、先ほど団体さんに回られて話しされて一応賛成というか、得ているというお話なんですけど、よく団体さんね、 団体対応って大体行政が団体さんに当たるときって、会長さんというか長に話を持ってい って話しするでしょう、事務局とか長にね。だけど、どこの団体もそうやと思いますが、 会員ですよね。構成メンバーの人らって、会長と構成メンバーって上司、部下の関係じゃ ないから、構成会員が結構反対することって往々にしてあるんですよね。団体対応してて ね。だから今回もコンビナート協会さんとか、一応事務局と長の方々にお話を持っていっ てオーケーをもらってるかもしれないけども、構成メンバーの個々の方々とかコンビナー ト協会に限らず、団体ってそういうのがあるから、トップ同士で長と話しして、行政はも う長というか団体として話ししたからもうオーケーやねんって、それはそうなんですけ ど、でも、現実ね、構成メンバーは一国一城の主の人たちが多くて、「俺ら、そんなん嫌 や」とかあるから、そういうのとかはどうなんですか。現実的に押さえれるというか、ま とめれるものなんですか。出てこないんか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

地元のコンビナート協会という話ですけれども、これは住民説明会をするという内容の 説明というか挨拶に行っただけですので、合意形成をその場で頂いたというわけではござ いませんでした。話をしたときに頭からそれは反対だと言われなかっただけの話で、これ をもって忠岡町のその事業は賛成よということでもなかったと思います。

これは午前中に説明もいたしましたけれども、環境アセスであったりとか都市計画であったりとか、そうした段階にはもう少し具体的に細かい資料を付けて説明できますので、 各段階において合意形成を図っていければなというふうに考えております。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

ということは、あれですね、何となくちょっと事前に説明はご挨拶程度に行っただけで、きちんと正式に話しして団体と長としてのオーケーというか、賛同を得たということてはないということですね。ああ、なるほどね。だから、ちょっとそこら辺が、今後そうやって団体としての意向を聞くことになると思うんですけど、やっぱり個々の構成員さんも含めて反発ないんかというところはちょっと気になるところやというのは思っておいてほしいんです。それはじゃあそれで結構です。

あとですね、産廃ごみの部分でお聞きするんですけど、昨日の説明会も反対の方の声が大きかったんかなとかって思うんですけど、ただ私が思うのは、あの昨日の説明会に来ていた約80名ですかね。定員。あの方々がほんとに忠岡町民の全体の縮図で、忠岡町民の賛否の構成を反映しているんかどうかは、私、疑問やなと思っていて、来られている方が

特定の集団やったりとか特定の色の人が多く来てたら、それはその声になってしまったりするしというところがあるから、私は昨日の説明会の声の割合というか、あれをそのまま 我々議員が住民の声として取るのはちょっとクエスチョンなんですよ。

そういう意味で、本当に我々としたら、どの毛色とかにかかわらず、本当に住民さんの 賛否の比率というか、声を知りたいというのがあるんで、それは多分町も同じやと思うん ですけど、そういう意味で松井議員も午前中おっしゃってたように、住民の声をちゃんと 聞く場というところは私も同じ意見なんですけど。

私が1個思ってるのは、説明会もそうですけど、何か住民アンケート的なものをね。できたら全戸配布じゃないけども、住民に意向を聞くのも1個と違うんかなとか思ったりするんですよ。だから、純粋に偏りなく、ちゃんと住民が本当に大多数の人がどう思ってるかというところを逆に拾っていただかないと、私がさっき言ったみたいに、これ公民連携賛成ですとはいえ、私が右と思ってるけど、住民の多くが左と思ってたらやっぱり議員としては、自分1人の勝手で決めれないから、左というのを議会で言わなあかんし、そこは拾わなあかん声やと思ってるから、逆にちゃんと拾ってほしいというのもあるんですけど、そういう住民の声を拾うこと、できたらそういうアンケート的なものをしたらどうですかとか思ったりするんですけど、そこら辺の思い、どうですかというのが1個と。

そういうのをしてると、絶対9月議会、間に合わなくなってくるでしょう。やっぱり多くの住民さんが求めているような住民の声を拾うってなると、スケジュール延びるわけですよ、9月議会。で、以前もちょっとお聞きしましたけど、これが例えば12月議会に持ち込むとか9月議会ね、賛成を得れなくて過ぎてしまったときのシミュレーションというか、1議会延びるたんびに、多分6年度以降の委託契約の分やと思うんですけど、どのぐらい忠岡町がスケジュール、どういうふうにずれ込んで、どんな予定になって、かつ経済的損失がどのぐらい出るかというのを、何かどこかの場で出してもらえたらいいんかなと思ったりするんですよ。

私らもできれば、まとまるんやったら早くまとまって、やってもらったほうがいいとは思っています。ただ、いかんせん住民さんの声を無視してというか、住民が納得してないのに勝手に議会で議員がね、当選したら何でもしてええねんという、そんな発想で私、いいと思ってないから、やっぱり住民の声というか納得を得た上で進めないと議会もやっぱり住民からも非難されるでしょうし、そこはそんな勝手なことでけへんと思ってるから、一応住民のコンセンサスを得る段階は経てほしいと思ってるんですけど、そこら辺ちょっとどうお考えですかね。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

アンケートということですけども、ちょっと難しいというふうに思ってます。それは期

間的な面ももちろんありますし、費用的な面もありますし、その住民サービスが基本的に変わらない内容の中で、どこで住民の皆様が判断をされるかというところもありますし、例えば午前中にありましたように大気なんかの汚染の問題で嫌だなというようなところ、ちょっと感覚的に思われてもちょっと嫌だなというのもありますし、そこら辺りは我々、事業を行う主体ですね。町としてしっかりと見極めて調査したものについて方向性を定めていくというところは、本町に限らずどこの自治体でもやられていることかなとは思います。

1点この、今現在の土地の中にある施設が、規模が大きくなるというのは当然ありますけども、改めてその施設が立地するとかいうことではございませんので、町の事業も規模は大きくなりますけども、継続していくという中で、ちょっと事業者側の政策として立案させていただいておりますので、ちょっと住民皆様へのアンケートまたコンセンサスを得ていくというような過程はちょっと難しいかなというふうに思っております。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

後でまたちょっと細かい質問、お聞きしますけど、やっぱり私自身は住民さんが今、昨日の説明会もそうですけど、結構反対というんですかね、そういう声が大きくなっていくとすれば、ますますね、ちょっと議員、議会として何か、自分の意思は個人としては固まっていても賛成していいものなのかなというのは正直思っています。だから、そこは町側もちょっと考えていただけたらなと思います。

あと産廃の、廃棄物のごみの部分なんですけど、さっきいろんな方の質疑というか聞いてると、町側が認めたごみ以外は持ち込ませないということをしきりにおっしゃってるんですけど、何か答弁の中に一部許可、不許可みたいな言葉も出てきてるんですけど、産廃ごみって許可は府でしょう。忠岡町が許可しないでしょう。そこね、忠岡町が「このごみ以外、あかんよ」という、そこの認める認めないというのは、契約の中でですよね。許可、不許可じゃなくて、参入するSPCの産廃業者との間の契約の中で、このごみ以外駄目よということを盛り込むということでいいんですよね。うなずいてはるから、そうということで。

で、その上でなんですけど、その規定を、じゃあそれなら、に反したときですよね、言うてみたら。決まったごみ以外持ち込んでたやんとか、そういうのが出てきたときの、ある意味罰則的なものですよね。ごみもそうやし、ある意味基準値もそうですよね。環境的なものもそうですし。基準は法定で測定してもらったらいいと思いますけど、実際にそういう約束を破った場合に忠岡町としてはどういうペナルティーとかね、今の段階でですけ

ど、何か考えておられるんですか。契約書に何か盛り込む予定ありますかというところを 聞きたいんですけど。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

その罰則等については、正直まだ考えてはないんですけども、当然ながら協定の中で約束したことが違えられたということであれば、何らかの対応が必要であるとも思っていますし、そのまま見過ごすことはないとは思います。そうしたところはしっかりと協定の中に盛り込んでおくべきというふうに考えております。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員(勝元由佳子議員)

恐らくその環境的な基準値の部分もそうだし、ごみの搬入、収集、運搬の部分も、多分法令というか、多分何らかの罰則というかあると思うんですよ。だから、そこは別に忠岡町云々にかかわらず業者側が多分守らなあかん部分であるとは思うんですけど、やっぱり住民側からするとほかの、共産党さんもおっしゃってるようにほんまに守ってくれるの、そこのところをちゃんと担保できるのというところがあるから、もし可能なんやったら上乗せ的にね、ペナルティーの部分は何か協定なり契約書の中で、忠岡町がより厳しくね、何か盛り込むのはありなんじゃないですかと思います。だからそこは今後、今未定なんやったらぜひ考えていっていただきたい。ぜひ盛り込んで、そういう違反を絶対しないような、何か協定内容、契約内容にはしてほしいというところをお願いします。

あと、ごみのチェックなんですけど、そこは私もちょっと気になる部分があって、結局、毎日毎日そうやって搬入に来るわけですよね。トラックなりパッカー車か何か知らんけどね。来るのをやっぱり毎日チェックしてないというところで、例えばばれへんやろうと思って、本来契約しているとこ以外の産廃業者が何かこっそり有害物質系の何か産廃を持ち込んでたりとか。でも、例えば月1回ぐらいでこそっと持ってきてるからばれへんとかね。そんなんがもしあったときとか、分からへんやんとか思ったりするんですけど、そこら辺のチェックって何かできるんですか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

チェックということですけども、基本的に今考えておりますのが、住民のごみの、粗大 ごみとかの受付業務がありますので、ここには金銭の出納業務がありますので、職員は少 なくても1名以上は現地に張りつくのかなというふうに思っております。今現在、委託でできていますので、委託にという話があるかもしれませんけども、今現在私の考えは職員が少なくても1名は現地に常駐するのかなと。それは本町のごみの一般廃棄物を取り扱うところで、例えば不正なごみが持ち込まれていないかというところをチェックする機能としても必要だと思っております。

で、SPCのほうにつきましては定期的に、毎日というわけにいきませんけども、やはり定期的に現地の荷下ろしの場に行って、目視で本当に決められたものを下ろしているのかどうか、これを点検をしていくのが絶対に必要であるというふうに考えておりまして、そうした直接職員の手によるモニタリングといいますか、そういう体制は今現在考えておるところでございます。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

今、最低1名の方、職員常駐予定って考えてはるっておっしゃってるんですけど、それはもうその職員さん、張りつきでということですか。もうクリーンセンター専属の、向こう勤務の方を考えているということ。ああ、わかりました。

あと、ちょっとSPCの部分になるんですけど、そうそう、さっきからほかの議員さんもおっしゃってる、要は経営破綻の部分ですよね。そこのところがやっぱりこの公民連携の一番の、最大のデメリットのところで、ごみの量が減るという部分で、多分今サウンディングである程度業者さんもやってたりとか、今後多分業者選定したときに実際にSPCの参入業者、決まるわけでしょう。そのときにその業者さん自身がどのぐらいごみを確保してるかとかね。今どういうところでごみ、契約してて、持ってるかとか、今後何十年間の供給先というね。ごみ、これだけうちは安全に確保できますよという、そういう資料は出してもらえると思うんですよ、ごみ業者やったら。だからそこはできるだけ早い段階で、本当はこの9月議会で我々が丸、ペケするに当たって出してほしい資料ではあるんですよ。そもそものここの公民連携の方式の一番の最大のデメリットのところであるから。そこを払拭するデータをほんまは今の段階で出してほしいんですけど、業者が決まらんことには出されへんと思うので、そこはできる限り早いうちに、証拠というんですか、確約できる証拠の資料は出してほしいと思うんですけど、それは可能ですか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

この事業者選定の中で、そうした過去の取引実績であるとかそういうところは出してい

ただくようになると思います。で、それが安定的に供給できるところは、その事業者選定の公募型プロポーザルの採点が高くついたりですね。それが実績が少ないところは低くなるとか、そういったような採点項目にも含みますので、それはその時点で過去の取引実績であったりとか、どれほどの処理量があるのか、能力があるのかというところは明らかになるかと思います。けど、今現在、サウンディング調査の中で、ヒアリングをした中では十分に供給できるだけの能力があるなというところは、ちょっと見て感じたところでございます。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

やっぱりこれの一番怖いところって、そのSPCの業者さんが破綻したときに、うちの 忠岡町は行くところがないというのが、一番最悪のパターンというか、そこが一番デメリ ットなので、そこの経営破綻しないごみの量を確保するというところは確保してもらいた い。で、そこのごみの量の確保というところが、多分SPC、これ、始めたときのね、始 めて以降の委託料に跳ね返ってくる部分やと思うんですよ。で、今の段階でお答えいただ いたらいいと思うんですけどね。今後のこの公民連携したときの委託料ですけど、多分産 廃量が減ると結局、業者側からすると町からの一廃の委託料の値、上げろよってなるか ら、町側が払う委託料、値上がりしていくと思うんですよ、ごみが減るにつれて忠岡町の 払う委託料が上がってくる。そうなったときに、まずそこを想定しているかというのをち ょっとお聞きしていいですか。

住民部(谷野栄二部長)

一応ごみ処理料、処理トン当たり幾らというところは基本的に決まると思うんですね。 それがそのSPCの経営状況によって突然上がったり下がったりすることは基本的にない と思っています。金額が変わるのは、やっぱり社会情勢であったりとか人件費であったり とか、そうした社会的コストが上がったときに話し合って、その金額というのは変わって いくものというふうに思っておりまして、ちょっと経営が危なくなってから、忠岡町さ ん、5,000円上げてとか、そういうことはないというふうに思っております。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

何か今の町の答弁やと、印象ですよ、何かあまり忠岡町側は積極的に委託料の値段交渉

に関わっていけへんのかなという気がしたんですけど、今言ったごみの量が減るのに反比例して委託料、上がるん違うかという懸念も1個あるし、逆に一定ね、10年以上とか一定年月たってからですけど、例えばあそこの施設の資産価値が落ちたりとか、逆に運営している業者側はコストダウン、コストカットできたりとか、経費削減してなおかつ売電した収入を得ることで、無駄を省いて収入を得れるから、逆に「委託料をもっと安うせえよ」と忠岡町が言えたりとか、値段交渉できる余地あると思うんですけど、そういうのとか、今の答弁を聞いてると何かあまり考えてへんのかなと思ったりしたんですけど、そこは何か、もし協定、契約を結ぶときには、絶対値段交渉できる部分も盛り込んでほしいわけなんですよ、こちらからすると。

だから、社会情勢だけじゃなくて、やっぱり民間企業やから営利目的でやってるわけでしょう。無駄を省いてより収入を得るということで運営しはるわけやから、「そんだけもうけてるんやったら忠岡町の委託料、下げろよ」とかね。そういうことも含めて何かもっと値段交渉できる部分を契約書内容に盛り込んでほしいんですけど、そこら辺どうですか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

今回の事業者選定の段階ではそうしたところは出てこないんですが、実施協定の段階で そうしたところは、ご意見いただいたところはちょっと検討してみたいと思います。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

やっぱり町が払う委託料の部分が、我々住民からすると税の損失というところで大きいから、そこの部分、交渉する部分はちゃんと、もうちょっと考えていただいて、より委託料を減らすように契約内容は持っていっていただきたい。だから、今のうちにちゃんと考えておいてほしいとは思いますね。

あと、もう1個ね、税収の部分なんですけど、固定資産税の部分ですね。要は土地、忠岡町の土地に上物を建てるわけでしょう。要は土地、貸付けするんですよね。議会の議決、要りませんでしたっけ。公有財産か行政財産か、土地貸付け、地上権を設定するの、財産をね。たしか議会の議決、不動産も関係あるんですよ。賃貸、要らなかった。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

ちょっと調査いたしますけど、今ちょっと公室長に聞いた中では賃貸ではなかったようなということですけど、調べておきます。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

多分あれでしょう。町がSPCやるとなったら賃貸借契約か何か想定してはるんでしょう、業者側と。だからそこの、何というんですか、多分長期的な地上権設定になるわけでしょう。そこはちょっとちゃんとしておいてほしい。議会の議決の部分もそうだし、議会に関係なく何十年単位で貸したときに、立ち退いてもらわれへんとかいろいろあるじゃないですか。行政目的のために立ち退いてほしいときに「立ち退いて」とか言えるかとか、そこら辺の借地借家法的な部分かな、についてもちょっと確認はしておいていただきたいというのと。

あと、法人町民税かの部分ですけど、これ、資料では「法人町民税等の税収を見込める」って書いてますけど、ということは、本店の登記、忠岡町でしてもらうということですか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

SPCは特定目的会社ですから忠岡町になると思います。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

そこはちゃんと協定内容とかに盛り込んでもらえるんですか。ちゃんとSPC業者の法人登記は忠岡町の所在地、本店所在地で登記することって盛り込まないと、これ法人の町民税、入ってこないんで、そこは絶対明記しておいてほしいんですけど。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

はい。そのように、ちょっと調査して盛り込みたいと思います。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

あと、今の時点で数字出てないんですけど、この固定資産税とか法人町民税とかの税収ですよね。どのぐらい入ってくると見込んでるかですね。ざっとでいいですけど。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

ちょっと建物の内容とかによりまして、ちょっと試算はしてないんですけども、今後調査を進める中でまた計算をして、またお示しさせていただきたいと思います。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

何か漠と、何円単位とかそんなんありますか。そこが桁が分からへんので、どの程度なのか。ウン百万単位なのかウン千万単位なのかとか、あるやないですか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

すみません、ちょっと手元の資料が出てこないんですけど、今現在、本町が土地を借りていただいているところの例で私、1回試算したことあるんですけども、千万単位ではあったとは思います。額につきましてはまた追って試算をして、しかるべき場でまたお示ししたいと思います。

委員 (勝元由佳子議員)

はい、分かりました。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

あと、じゃあ業者選定のことをお聞きしますけど、プロポーザルをこの9月議会以降、計画してると思うんですけど、ただ言っても、もうサウンディング調査とかして、ある程度、もう言うたらこのSPCのこの案というかできる業者は決まってるわけじゃないですか。こちらからするとプロポーザルをやって業者選定するけど、結局ここの今の業者に決まってるんじゃないのというところがあるんですよ。形だけ業者選定してるけども、ここに決まってるん違うのと。プロポーザルして業者を募って、仮にうち入りたいというほか

の業者さんがいたとして、何か「入れませんでしたわ」みたいな、それが困るんですよ。 だから、今この業者がある程度固まってるというか、忠岡町が目星をつけてる業者さんが いる中で、プロポーザルの設計ですよね。仕様書とか。おのずと今交渉してる業者ありき の設計内容、仕様書内容になるんじゃないのって、そこ、気になるんですけど。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

プロポーザルの内容につきましては、今、皆様お手元にお配りしてるような、こんな本町が考えてる事業スキームを出しますので、その特定の事業者さんの考えに合ったものではないというふうには考えております。あくまでも忠岡町の公民連携のごみ処理事業として、今お示ししているような形を想定しておりまして、これに基づいて提案をしてくださいということになりますので、そういうことでご理解いただけたらと思います。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

じゃあ、あれですね、プロポーザル実施して、後で仮に何か、「いや、入ろうと思いましたけど、入られへん仕様内容になってましたわ」みたいな、そう言われることはないという。そこなんですよ。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

一定、サウンディング調査も結構な数の事業者にお声がけもしてますし、プラントメーカーに関しましては、大手のところに関しては忠岡町の事業ということは広く認識をされているところかなというふうに思っております。

それと、これまでの経過も本町のホームページで公開しているところですけれども、そのホームページもよく見ていただいているようでございまして、幾つか問合せもあったところではあります。

それと、その参入という話ですけども、結構大きな規模、金額の張る事業になりますので、小さな企業が、じゃあそれをメインになって取れるのかといったら難しいかなというところはあるんですけども、基本2社以上みたいなところもちょっと今考えてますので、1社だけではなくて2社以上でSPC、特定目的会社をつくっていただけたらと思ってますので、まだちょっと今これ決定してないんですが、2社以上ということは3社、4社ということもあり得ますので、そうした参画の仕方というのはあるんではないかなというふ

うには思っております。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

今、条件で2社以上にしようかなっておっしゃってたんですけど、私自身もう何か大前提というか、2社以上やろうって思ってたんですよ。産廃業者とプラントメーカーと、最低でも2社というか2業者要るじゃないですか。だから、それは全然つけてもらってもいいです。逆に何か聞きたいんですけど、1社とかってありなんですか。そのプラントメーカーで産廃の業者。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

この特定目的会社といいますのは、こうしたPFI事業みたいな事業だけではなくて、 通常、企業とかでも使われている手法らしいんです。子会社的な形で用いられている手法 なので、1社でSPCをつくることも法的には可能らしいんですね。ですから、1社だけ で出すということではなくて、やはり複数の企業で、プラントメーカーであったりとかご み処理事業者であったりとか、また管理運営される会社であったりとか、ごみに関連する なりわいをされてる企業って多々あると思うんですけども、そうしたところも広く参画で きるんではないかなというふうには思っております。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

分かりました。じゃあ、ほかのね、今交渉というかヒアリングとかしてる業者以外も、ヒアリングしてるところのSPC以外のところも参入できるようには必ずしておいてほしいというのは、今のうちに言っときます。

それじゃあ、ちょっと最後にね、町がこれ進めるに当たって、多分、今まだしてないんかな。あれですけど、どのみち府の許可を得らなあかんじゃないですか。ごみ業者もしかりですけど、町側の施設の建設許可もそうですし、そんなんで多分府と協議とかしてるんかなとか思うんですけど、今もう既にやってるんですかね。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

一応大阪府に関しましては、昨年と、直近でも行ってまいりましたけども、本町のごみ処理事業ですね、管理監督する責務が大阪府にはございますので、本町が行っている事業、考えてることを伝えてご意見をもらったり、そうした機会を設けて、ヒアリングというんですか面談をしてきたりはしております。直近では1か月以内だったか、直近も行って、現在の町の状況というのは報告してきてるところでございます。

委員 (勝元由佳子議員)

はい、分かりました。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

もう大分前ですけど、平成の27年度ぐらいからかな、忠岡町のクリーンセンター関係のことで私も府によう聞いてたんですよ。どういうふうになってるかとか。だから府としては、何を市町村がするにしても、さっき言ったみたいに1回、焼却施設を建設したら必ず老朽化して、また建て替え云々というのが出てきて、また許可取ったりとかってなってくるでしょう。で、その許認可事務も結構煩雑やったりするから、早いうちから聞き取りというか、して、介入してるんですというのを聞いてたから、なので、近年そうやって協議してるみたいですけど、そこは頻繁に協議してもらってと思います。

また、じゃあ一旦質問終わります。

委員長(北村 孝議員)

他に、ご質疑。

前川委員。

委員(前川和也議員)

お疲れさまでございます。

今日の朝から特別委員会、開かれてる特別委員会でもそうですし、昨日の説明会でもそうだったんですけども、ケース1というのはもう皆さん、最もない手法なのかなということで、ほとんど意見が出ませんでした。で、ケース3が一番二重丸の数が多いということで、そちらに話が集中されてるんですけども、私もケース2についてちょっとお聞きしたいなと思います。

で、何かといいましたら、ちょうど1年ちょっと前ぐらいですかね、忠岡町に広域のご み処理場を持ってくると、町長が計画されてると、ある政党の機関紙でそのような特集が 組まれて配布されてました。

ちょっと読み上げますと、計画では令和6年度より泉北環境へごみを受け入れてもらい、令和11年度より忠岡町での建設工事を開始し、令和16年度より稼動予定であると。330トン炉であるということなんですけども、この理事者側より提示されたこっち

のケース2の費用想定に関してなんですけども、仮、想定なんでね、いろいろと変動する と思うんですけども、組合にも新施設、今考えられ始めたというところなんですけども、 竣工が令和16年度より、仮に大幅に延びたと。で、忠岡町にとって事務組合への参入が 当該年度よりもっと早めに参加が実現した場合、この政党の機関紙のように新施設の設置 場所が、忠岡町も候補地の1つとなるというような可能性というのはあるんですかね。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

ご質問の組合に参入というところでございますけども、今、まさしくその泉北環境においてそうした計画、基本構想がつくられているところでございます。

一般的な話として聞いていただきたいんですけども、新しく組合をつくったり、またごみ処理場を設けたりする際には、その構成する自治体がそれぞれの自治体の区域の中で候補地を出すんですね。忠岡町だったらこことか、何市さんだったらこことかですね。そうしたものを持ち寄って、その構成地内で議論をすると。これは恐らく専門家を入れて、今、泉北環境さんも入れられておられますけども、その各箇所において、ここに建てたらどうなるのかという比較評価を今現在、恐らく行ってると思います。

で、本町おきましても、一部事務組合に当初から参入という前提で交渉に臨めば、忠岡町も忠岡町の中から候補地を出してくださいということになります。今のクリーンセンターの敷地だけでは現在の300トンは収まらないので、あれの、例えば現地で建て替えするんであったら、隣のグラウンド部分も含めてとか、また奥の府有地であったりとか、そうしたところが候補になろうかと思いますけども、忠岡町としてもそうした候補地を挙げていくと。

そのテーブルの中で話し合われて、もちろん住民の理解なんかも得ながら、決まったら 忠岡町地先にそうした処理場ができる可能性もあるということなんですね。それが一部事 務組合のあり方というんですか、今全国にありますけども、そうしたやり方で運営をされ てきております。ですから、ご質問のように本町が一部事務組合に入ることが前提だとい うことで交渉を始めれば、当然ながら本町の中で候補地を出すということは条件として出 てくるのかなというふうに思っております。

委員長(北村 孝議員)

前川委員。

委員(前川和也議員)

ありがとうございます。ケース1にしても2にしても3にしても、どれ選んだにしても リスクというか、不安な部分は絶対あると思うんですよ。なので、一番そのリスクの低い もの、一番ましなものというんですかね。そういうものを考えて選んでいくというところ なんですけども、この話が本当にリアルな話であれば、もう今、ここで話されてる以上 の、もっと吹っ飛ぶような話やと思うんですよ。なのでケース3、公民連携の場合、こういう環境の部分であるとか、こういうような不安ですね。今、朝から出てますけども、いろいろ質問が出ました。ケース2についてもこういうこと、今さっきご答弁いただいたようなこともないこともないというような前提を付した上で、きっちり説明していただきたいなと思います。これもケース2の不安な部分やと思いますので。なので今、私が質問させていただいたようなこともないことはないと考えていいですね。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

ちょっと今現在のですね、すみません、私が今説明しましたのは一般的な一部事務組合のあり方ということで説明させていただきましたけども、今回の近隣の組合に参入するということに関しては、同様の求めに応じることが想定されます。ただ、今現在、もう基本構想が進んでおりますので、候補地は恐らくは上がって、もう比較検討、コンサルタントの作業は進んでいると思いますので、今この時点で「一部事務組合に入れてください。忠岡町の候補地はこれです」と言っても、もう向こうのテーブルは先に進んでおりますので、それに関してはちょっと現実的ではないのかなというふうには思います。

ただ、向こうも未来永劫、ごみ処理というのは存在するわけですから、次のタイミングには当然ながら同じような、移転建て替えとか、別の処理施設ができたりする際には組合に入るということは、忠岡町の中の用地も候補地として挙げるということはあり得るということは申し上げておきたいと思います。

委員長(北村 孝議員)

よろしいですか。

他に、ご質疑ありませんか。

三宅委員。

委員(三宅良矢議員)

すみません。これを追って質問させてもらいます。

この資料の2ページ目の経費の比較についてなんですけど、3万7,000円前後ぐらいと思うんですけど、この経費の内訳、工事費が突出してかかってるから、推察されるところがあるんですけど、大体何がこの内訳なんかなというのが気になるところなんで答えますか。3万7,000円のうち、例えば炉関係が何割、その他何割というのがようあるじゃないですか。そういうのを示していただけたらうれしいかなと思うんですけど。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

すみません、今、内訳はちょっと資料がないんですけども、この内訳として、構成とし

ましては、ごみ収集費、そしてごみ処理費ですね。本町ではクリーンセンター費が含まれているわけなんですが、ごみ行政に関わっている費用全てということになっておりますので、ちょっとすみません、内訳に関しては今、手元に資料がございません。

委員長(北村 孝議員)

三宅委員。

委員(三宅良矢議員)

例えばこれ、ケース2、3の案で言うたら、例えばですけど、準備期間中やったらこの、比較でいうたらこの辺に当たるとか、例えば新施設稼動後やったら2、3の、ケース2やったらここ、ケース3やったらここみたいな感じで、ちょっと何かわかりやすいというか、もう少し何か手を加えていただけないかなと思うんですけど、何でかというと、これだけ見ると何か忠岡町、事実なんですけど、異常に高いと。もうそこだけを何かすごい先入観でばんと来たから、それは課題としてはすごい分かるんですけど、何か恐怖感というか、そういうのを植えつける印象操作的なものが多少働いてくるんかなと思うので、もうちょっとその辺りの部分にご配慮いただきたいということが、まず1点目なんです。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

委員(三宅良矢議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

三宅委員。

委員(三宅良矢議員)

じゃあ、ケース2、3で準備期間の定点、出てますけど、人口1人当たりになるんで、そのときである予測人口と、そのときにかかる年度経費で割ったら、そういうのが出てくるかなと思うんですけど、そういったのもちょっと示していただけたらいいかなと思うんです。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

ちょっと資料につきましては作成といいますか、今、試算の段階ですけれども、試算の 金額をこの表に置いて入れることは可能かと思いますので、作らせていただきます。

委員(三宅良矢議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

三宅副委員長。

委員(三宅良矢議員)

すみません、ありがとうございます。

次、事業別の定性評価したという比較検討資料についてなんですけど、これ、全体のことなんですけど、評価したメンバーというのはどなたがされたんですかね。これを、丸、バツ、三角をつけはった方というのは誰。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

職員で行いました。

委員(三宅良矢議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

三宅副委員長。

委員(三宅良矢議員)

すると、多少なりともバイアスはかかってるということでいいですね。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

すみません。これに関しましては本町はこのケース1、2、3、どれに関してもフラットな状況で作業を進めておりますので、バイアスについては一切かかってないというふうにお考えいただきたいと思います。

委員(三宅良矢議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

三宅副委員長。

委員(三宅良矢議員)

でも、3の進めるって、もうこの8月に出してきたときありきだと言ってたじゃないですか。それのための資料を出してきて、それで職員で作りました、バイアスはかかってま

せんという、この理屈というのがちょっと分からないんですよ。今のお答えで、「いや、 俺らを信用しろ。職員はもう常に中立なんだ」という前提に全て成り立って、「議会は信 用してくれよ」という前提やったらそれは分かるんですけど、まあまあ多少のバイアスは かかってくるとは思うんですけど、そういうところで。別にそのバイアス、かかってるか かかってないか証明しろというわけじゃなくて、職員さんが一定評価を、これを全部して たということなんですね。で、いいですね。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

はい、そのとおりです。

委員 (三宅良矢議員)

分かりました。これは資料ということで。

すみません、次なんですが、先ほど午前中に二家本さんが産業廃棄物のことで質問していた中でちょっと気になったのが、一般ごみと正常と同じもの以外は入れさせないと、部長さんのほうがちょっとお答えいただいたということで。それがSPCで、協定の中で盛っていくとか、その後にほかの議員の方の質問でもご回答もされてたんですけど、これ、例えば条例で規制すること、できるんですかね。

例えば、将来的には多分一番世の中でごみで問題になってくるのが、太陽光パネルですよね。2011年の東日本からスタートして、その2~3年後から太陽光パネルのあの買取り制度がガーンと出て、それが大体20年たちますと。その20年後のごみの置き場所が決まってないというのが社会問題として出てるじゃないですか。まあ、産廃業者としてはそういうところの持ち受け先がいっぱいあればあるほどもうかる仕組みにはなっていくんでしょうけど、要はそういうのは入れさせないよというのは、例えば条例化するなりして罰則つきの条例化とかいうのも可能ということ。可能なんですかね。もし。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

今回はあくまでも協定に基づく取り決めということになりまして、条例化はちょっと難 しいかなというふうには思います。

委員(三宅良矢議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

三宅副委員長。

委員(三宅良矢議員)

難しいというのは、そういうのが世の中に事例としてないということやから、法令上難

しいというものなのか。SPCの中で、そこまで議会を言うて、議会に諮ってまでやることが難しいというのか、どちらなんですかね。ほかにもあると思うんですけど。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

今回の施設が民間の施設、SPC、民間の施設になりますので、これが公共施設でありましたら、その公共施設の設置条例の中でうたえるかもしれませんけども、民間施設に町の条例をかけていくというのはちょっと難しいかなというふうに思います。

委員長(北村 孝議員)

三宅副委員長。

委員(三宅良矢議員)

別にその議会、じゃ、できるんやったら議会で議員提案でかけていっても、それはやぶさかではないということでいいんですね。それはできるというのは。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

可能でありましたら、していただくということも手法としてはあるかとは思いますけども。

委員(三宅良矢議員)

わかりました。では次の質問です。

委員長(北村 孝議員)

三宅副委員長。

委員(三宅良矢議員)

先ほど道路の話も少し出てきたと思うんで、同じく二家本さんが言ってたかな、これ。 一番気になるのがあの辺の通り、すごい、昼間でも行かれたら分かると思うんですけど、 トラックと車がとまり放題じゃないですか。で、10トン車が10何台とはいえ、ああい うところで10トンレベルが展開するってなれば、それは道路もいっぱいになるでしょう し、そこら辺の道路の問題が起こってくると思うんです。

簡単に言うたらあそこで、みんな駐禁除外の幅を持ってるから、みんな、うまいことみんなとめていってるから駐禁取れないってなるんですけど、今後そういうのを、産廃業者もそんな、毎回10トンきれいにきっちり持ってくるわけじゃないと思うんですよね。数百キロから数トンレベルのが何十台も来るということやと思うんですけど、そうなればちょっと道の形状というか道路形状を、中心線を引いてるところに点々々して、駐禁を取れるように持っていくとか、そういう考えというのはあるんですかね。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

本町施設の面している道路は港湾局の管理する港湾道路になりまして、道路法に基づく 道路ではないんですね。港湾法上、そういったことが可能かどうかはちょっと分かりませ んけども、今議員おっしゃるように、今ちょっと不法駐車も多くて、本町は今、港湾局に 対して相談をしているところであります。

今の現状の対応としては、カラーコーンを置く程度の対応しかしていただいてないんですけども、一定車は減ってきたかなというところはあります。何かしらそういうできる対応がありましたら、港湾局ともちょっと相談をしながら進めていけたらなというふうに思っております。

委員(三宅良矢議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

三宅副委員長。

委員(三宅良矢議員)

分かりました。じゃ、そういう方向でということで。

あと次なんですが、昼前に、是枝委員が少し質問されたところで、気になったのが忠岡のごみ、大体5%ぐらいです。残り90何%はもう産廃予定ですと。で、混焼しますと灰ができます。残灰です。今、フェニックス、忠岡やったら忠岡が一廃ごみなので、これをフェニックスさんに持っていってますと。95%、ほぼほぼ業者のごみやのに、残土ですかね、残灰と言うたらいいんですかね。灰を大阪のフェニックスとかは受れ入れて、要は最終の引き受け先というのは問題なく確保できているのかどうかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

これは事業者が決まらないと、ちょっと正確にはお答えできることはできないんですけども、事業者によっては処分場を持っておられる事業者もございます。なくても、フェニックスに持ち込むということも可能ですし、これは事業者が決まらないと確認はできかねるというところでお願いします。

委員長(北村 孝議員)

三宅副委員長。

委員(三宅良矢議員)

では、忠岡のごみはせいぜいいって1割ぐらいやと、残り90%がそういうのの、その 炭というのか固めたやつをフェニックスは受け取ってくれるということでいいんですね。

それの確認です。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

フェニックスに関しては、事前に協議をして、合意に達して受け取るというような形になっておりまして、忠岡町の灰については忠岡町とフェニックスの間で合意ですね。合意を交わして持ち込んでるということですね。ですから、新しい施設、SPCが持ち込む際には、フェニックスに持ち込むんであれば事前に協議をして、協議内容が成立すれば持ち込めるという形にになりますので、この時点でいけるということはちょっとお答えにくいということはご理解いただきたいと思います。

委員(三宅良矢議員)

不明というか。

委員長(北村 孝議員)

三宅副委員長。

委員(三宅良矢議員)

不明みたいな、今のところ明言はできないということでいいですね。分かりました。

それで、次が、先ほどちょっと残念かなと、かなり僕の中でちょっと残念かなと思ったのが、部長、各地、これまで1年ちょい視察でいろいろ回ってきたと今おっしゃってはったじゃないですか。どういう形態に持っていくであれ、なぜ、できたら議会とかも声をかけていただいて、そういうところを見に行くんやったら行きたいなと思ってたんですけど、なぜこの、要は極端に言うと8月までほとんど何も知らされず、情報もぽこんと出ただけの話で、それまでに行ってはったじゃないですか。何でなのかなということです。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

私、聞いておりますところによりますと、議会の皆様も近隣の処理場に視察に行かれたこともあるというふうにも聞いておりましたし、私、行ったのは同じところです。他府県のところも見てまいりましたけども、そうしたことで特にちょっと、私が見てきたところをご案内ということはちょっと考えておりませんでしたので、もし今後そんなご要望がありましたら、例えば処分場を持ってる処理場とかいうのがありましたら、また探して、手配はさせていただきたいと思います。

委員(三宅良矢議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

副委員長。

委員(三宅良矢議員)

近隣というよりも泉北か大栄ぐらいじゃないですか。僕らも多分、僕、行ったことがあるのはそのぐらいしかないんで、見に行ったというのは。先ほど言うたら、山の中にね、最終処分のような形で安易に捨てられていたとかいろいろ言うてはったんで、そういう現状とかも含めて、こういう問題ってすごい密接に関わってくるかなと思うんですけど、何かそういうものは全部、なぜ情報提供というか、今後のごみ行政に関わるんでというような。

何でかというと、だってこれ、百何十億円事業を今、審議してるわけじゃないですか。 1か月ちょっとで。極端にそうでしょうね。そうですよね。実質、だってこの後、審議というても、予算、出てくるかとかないわけで、もう予算案件だけじゃないですか。その百何十億円の審議をこの1か月半で押し込めてるという、事実上そうじゃないですか。その辺の重みって、どう考えてはるのかなというのは。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

今回の事業スキーム自身が、民間事業の経験とか技術だったりとか資金をもって行うということにしておりますので、本町は基本的にはごみ処理費用しかかからないという状況になっております。ですから、事業としては非常にお金のかかる事業ではありますけども、本町にとってはごみ処理委託があるということなので、そこは町が行う事業でないということはちょっとご理解いただけたらなと思います。

委員長(北村 孝議員)

三宅副委員長。

委員(三宅良矢議員)

町が行う事業じゃないんやから、そんなに難しいことじゃない、大したことじゃないっていうふうなスキームの感じなんですけど、でも、何でしょう、事業自体ってやっぱりその辺、お金だけじゃない。お金の部分もあるとは思うんですけどね。何て言ったらいいの。すみません、ちょっと今もう言葉が見つからないんで、なしでいいです。

委員長(北村 孝議員)

質問、ほかにいいですか。

委員(三宅良矢議員)

いいです。

委員長(北村 孝議員)

他に、ご質疑ありませんか。

委員(松井匡仁議員)

ちょっと確認をさせてください。

委員長(北村 孝議員)

松井委員。

委員(松井匡仁議員)

すみません。朝、私、質問をいたしまして、日曜日の住民説明会なんか検討していただきたいと言うて、部長のほうから「検討します」って言うてくれたんですが、先ほど勝元委員の質問に対して、「これ以上の説明とかアンケートは考えてません」というふうにおっしゃったんですが、どういうことですか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

すみません、アンケートということで、すみません、説明ということとかぶってしまいましたけど、アンケートはちょっと難しいかなと思っております。で、日曜日の説明につきましては、ちょっとすみません、まだ議会がずっと続いておりましたので、話し合いもできておりませんし、ちょっと町内部で話し合ってみたいと思います。

委員長(北村 孝議員)

よろしいですか。

委員(松井匡仁議員)

委員長、すみません。

委員長(北村 孝議員)

松井委員。

委員(松井匡仁議員)

これ、先ほどから部長、答弁されてましてですね、朝から委員長も意見を聞いても、ちょっと反対も多いかなという話はあったんですけれども、これ、私らは町会議員です。町のほうはそれでええと思います。だけど、私らは賛成も反対も全てひっくるめて町民の意見を聞いて、それを考えて、意見を聞いた上で考えて、ここへ採決に来る。これが私らの仕事やと思ってますので、ぜひ、ご意見を頂く場というのだけはきちっと持っていただきたい。もし持っていただけないのであれば、これ、委員長、特別委員会で住民の皆さん、関係者の皆さん、これの意見を聴取する場をつくりたいと思います。

委員長(北村 孝議員)

理事者側がそういうことなら、今、特別委員会が代わってやるということのあれです ね。そういう理解。

委員 (松井匡仁議員)

そうですね、はい。

委員長(北村 孝議員)

その点について、部長とか、そういう住民説明会というか意見を聞いていただくという

ことは承知していただけますか。

住民部(谷野栄二部長)

ちょっと町内部で検討させていただきたいと思います。私の一存では決められませんので。

委員長(北村 孝議員)

それでよろしいですか。

委員(松井匡仁議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

他に、ご質疑ありませんか。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

簡単な確認なんですけれども、2つあります。

1つは、本当にこの比較評価検討資料ですね。A3の横長の表ですね。二重丸、三角のところでなんですけれども、ケース3の民設民営のところの欄の地域貢献のところの産業系循環型資源廃棄物の上の財政確保ですか。財源確保のところで、域外から搬入される廃棄物に対して負担金を徴収し、地域創生の原資とすることが可能ということで二重丸がついてるんですが、もう一つは経済性の負担金の徴収で、域外からの廃棄物搬入ということで可能ということで二重丸がついているという、これは同じことを述べていることなんですか、全く違うものがまた別個取れるということなんでしょうか。すみません。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

すみません、ごみ処理量に応じた金額を得るということに関しては同じことなんですが、項目として地域貢献、それから経済性という面で、それぞれ項目的に挙げさせていただいてるということであります。その原資が地域貢献にもなるし経済的なメリットもあるというようなことでご理解いただけたらと思います。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

同じトン当たり1,000円取れるという、その例の迷惑料というか搬入の負担のお金が入ってくるよということを、別々の項目で述べているということですね。

住民部(谷野栄二部長)

そうですね、はい。

委員(是枝綾子議員)

そういうことで、ダブルカウントしてるということですかね、そしたらね。ではないんですか。これ、というか、このケース3のところだけが二重丸つけているところを、ここで同じこれを、違うところでも述べ、こういうことができる、財政的にも確保できる、負担金が徴収できるということを述べて、二重丸を2つここでつけてはるので、それで17個になってるんですけど、二重丸が。でも、それって同じことを、1つのことを言ってるだけですよねという。大変小さなことなんです。細かい話なんですけど、こんなことあまり言いたくないんですけど。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

この地域貢献、もうここに書いてるとおりですけども、この頂いたお金を基金に積むのかどうなのか、一般会計に入れるのか、そんなところはまだ全然決まってないんですけども、少なくてもこうしたごみ搬入によって本町が収入を得ることができますので、その金額によって何らかの地域貢献ができるんではないかという比較項目がこの地域貢献の欄でございまして、下の経済性の欄は町財政にとってどうなんだという視点で見ておりますので、お金を取るという面では一緒ですけども、項目としては分けておる次第でございます。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

あまり細かい話で、あまり何遍もやり取りはしたいとは思いませんので、同じことを述べて、それぞれの項目で二重丸をつけているというところが分かりました。

あともう1点、すみません。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

一般廃棄物と同じ性状のものを産廃として受け入れするというところの件なんですけれ ども、一般廃棄物としてということで焼却できる一般廃棄物というふうに捉えたらいいで すか。それとも粗大ごみとかね、そういったものは関係ないですよという話なのか、そこ をちょっと確認したいんですが。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

現在は焼却できる廃棄物ということで考えております。ただ、これも事業者が決まらないとはっきり述べることはできないんですけども、地元の企業ですね。地元の企業は直接持ち込む可能性がありますので、基本的には木材であったりとか、燃えるものかとは思いますけども、それ以外のものが混じる混じらないということに関しては、ちょっと今ここでははっきりとは言えないんですけども、基本的には燃えるものが主体となっております。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

忠岡町が今受入れをしている一般廃棄物、燃やせる一般廃棄物、まあ繊維は燃やしていませんので、繊維は忠岡町、燃やさないという認識なんですけども、今度新しくできた炉は、普通は繊維って燃やしますわ、どこの市町村でも。忠岡だけ燃やしてないだけで、それは入るんですかというところなんですけれども。だって、現在忠岡町で燃やしている一般廃棄物と言ってるのに、今度新しくできる炉は普通は繊維は焼けます、焼けるんです、どんなものでもということで、今度はそういう想定で繊維も産業廃棄物として入ると、入るんですよと、同じ性状ですからと。一般廃棄物って普通ね。忠岡町は特別に燃やしてないだけで、よその炉はみな繊維を燃やしてますので、その繊維の扱いについてはどんなふうに考えていらっしゃるんですかということで。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

そこの焼却する品目については、今ちょっとここではまだ想定してないところではございます。燃やせるのか燃やせないのか、受け取るのかどうなのか、そこのところは事業者が決まらないとちょっと最終的には決められていないということで、よろしくお願いします。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

そしたら、業者が決まったら普通は焼却炉は繊維を燃やしますので、繊維も一般廃棄物ですと、受け入れますというたら、産業廃棄物で一般廃棄物と同じ性状の繊維を持ってこられたら、それもオーケーということになるということなんですね。考え方としては。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

考え方としてはそうなると思います。

委員(是枝綾子議員)

分かりました。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

ということは、応募してくる、プロポーザルで提案してくる企業がどんな炉を造るかによって、どういうものが燃やせるかと、一般廃棄物として言われているものでっていうのは、そこがもう決めるという形になるわけで、「いや、繊維、燃やせませんよ」という炉を造るところはないと思いますけれども、そうであればそうだということになるということですね。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

そのようになるのかなと思っています。

委員(是枝綾子議員)

あり得ないですけどね。分かりました。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

例えば、私もよく分からないんですけれども、先ほど三宅議員が言っていたパネルですね。太陽光発電のパネルとかガラスとかですね。ガラスは燃やせるのかな。どうなんだろう。ちょっとよく分かりませんけども、そういうものが焼けますよという炉ができたら、じゃあガラスなんていうのは、忠岡町、燃やせないですよね。粗大ごみで出してるけれども、「いや、これも燃やせます」というふうな炉を造るとなれば、一般廃棄物とは言えないから、言えない、一般廃棄物ですかね、ガラスって。家庭から出たら粗大ごみやけど、焼けないからやけど、そこの炉は焼けますよとなったら一般廃棄物扱いになるのかという

ことですね。忠岡町からのごみで、ガラスもいけますよ、入れておいてくださいって、「生ごみと一緒にガラス、入れておいてください」と言って、燃やせますという炉ができれば、そしたら産業廃棄物、忠岡町の住民の一般廃棄物、ガラス、焼いてますと。そしたら焼けますと。産業廃棄物も一般廃棄物と同じ性状やから、産廃でガラスを持ってきたら、じゃあ燃やせると。考え方としてはこうなりますということですね。まあ、できるかどうか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

一般廃棄物の仕分けといいますか分別種類等につきましては、国から一定、方向性が示されております。本町もその国の示された分別方法に従ってごみ収集と処理を行っているわけですけども、生ごみの中にガラスを入れているということは、それは中に入っておりませんので、現実的ではないかなというふうに思います。

委員(是枝綾子議員)

分かりました。はい。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

国の指針というか示されているものの中には、一般廃棄物の中にはガラスは含まれていないということですね。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

生ごみの中に入れたりはしてないということでありまして、家庭から出たガラスは当然 ながら一般廃棄物になります。

委員(是枝綾子議員)

一般廃棄物ですね。

住民部(谷野栄二部長)

はい。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

焼けるかどうか分かりませんけど、ガラスは一般廃棄物であると。家庭から出た分で。 そういうことですか。でも忠岡町は粗大ごみですよね。いや、違うんですか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

粗大ごみも含めまして一般廃棄物になりますので、適切に処理できる場所において処理 をしていくということになろうかと思います。

委員(是枝綾子議員)

そうですね。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

じゃあ、今現在忠岡町が焼いているものを基準にするのではなく、家庭から出る一般廃棄物というもので、それが焼けるものであれば、今後も産業廃棄物として焼却なり処理がされるということというふうに考えておいたらいいんですか。ちょっとその辺りの一般廃棄物というものの概念が、それぞれ皆さん思っているものが違っていたりとかすると、また「あれっ、こんなものが産廃で入ってるの」みたいになると思うので、そこはちょっと確認したかったので、お聞きしたわけです。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

午前中からのいろいろとご質問いただいてるところもあります。やっぱりそのどういったものを燃やしていくのかとかいうところも、住民の皆様においても大きな関心のあるとこかと思いますので、そうした、ちょっと説明ができるような資料を早々に本課のほうでちょっと作成をしてみたいと思います。

また、そうした資料を皆様が住民の方と実際するときにお示しをして、今回の事業を少しでも説明できたりとかご理解していただけるようなものを一度考えてみますので、早急にちょっと作成してみたいと思います。その中に、どういったものを燃やすのか、一般廃棄物みたいなところも盛り込んで作らせていただきます。

委員(是枝綾子議員)

分かりました。

委員長(北村 孝議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

よろしくお願いします。

委員長(北村 孝議員)

他に、ご質疑ありませんか。

委員(二家本英生議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

ちょっと時間もなにで、暫時休憩。

委員(二家本英生議員)

簡単な質問なんで。

委員長(北村 孝議員)

いや、もう二家本さんで終わりやったら続けますけど、他にありますか。

それなら休憩します。議事の都合によって暫時休憩いたします。 3 時から再開しますので、よろしくお願いします。

(「午後2時48分」休憩)

委員長(北村 孝議員)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

(「午後2時59分」再開)

委員(二家本英生議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

二家本委員。

委員(二家本英生議員)

昨日、住民説明会、開いていただいたんですけども、すごい簡単な話なんですけど、その住民説明会で出た質疑、その回答について、忠岡町のホームページで公開することって検討されてますでしょうか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

全てを上げるのが実現できるかどうか分かりませんけども、主要な質疑事項に対して町の考え方ということで、Q&A形式みたいなものが載せられたらと思ってますので、ちょっと作成してみたいと思います。

委員長(北村 孝議員)

二家本委員。

委員(二家本英生議員)

それはいつ頃ぐらいを予定されてますか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

ちょっと議会中でもございまして、お時間を頂きたいと思います。

委員(二家本英生議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

二家本委員。

委員(二家本英生議員)

全戸配布までした説明会なので、やっぱりこれは、その中で起こった質疑というのは住民の方も多分知りたいと思うんで、できれば、お忙しい時間の中やと思うんですけれども、できるだけ早い段階でホームページに公開、または広報とかでも載せていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

委員長(北村 孝議員)

他にご質疑。今奈良委員。

委員(今奈良幸子議員)

すみません、昨日は住民説明会、お疲れさまでした。すみません、昨日のZoom参加は、住民の方はどれぐらいいらっしゃったんでしょうか。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

新城課長。

住民部(新城正俊次長兼生活環境課長)

Zoomの中で入ったりとか視聴したり出たりとかという方がいろいろおられましたけれども、実質は1人でございました。

委員(今奈良幸子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

今奈良委員。

委員(今奈良幸子議員)

ありがとうございます。あと多分、私たち子育て世代のママは多分、その時間、参加することもできず、ある方からはメールの期限、何か提出期限、決まっていたので、「送り忘れたから」と言っている方もいらっしゃって、その時間に行けない、それで多分日曜日とかにされても、やっぱり子どもの習い事を入れてる方も多くて、働いてるお母さん方も多い中で、そこに参加して意見を言う方って、多分今少ないと思うので、動画でアーカイブ形式で残すなりするのが、そして公式LINE、結構登録者が多いので、そこで期間限

定でもいいので、その説明の内容をそこで動画を録るなり、昨日のやつを録画されているのであれば、それを載せるのがいいのではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

新城課長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

貴重なご意見ありがとうございます。そちらのほうにつきましても、ちょっと庁内で検 討させてください。システム的な問題もあると思いますので、よろしくお願いします。

委員長(北村 孝議員)

今奈良委員。

委員(今奈良幸子議員)

あと、多分認定こども園のときの説明会と一緒のようで、その場に行って意見を言える 方も少ないと思うので、グーグルフォームズとかで、ちょっと名前を出しちゃったんです けど、アンケートを、今ネットを使っている方も多いので、そこでいろいろ意見を聞くと いうのもいいのではないかと思うので、そこもちょっとどうするかの検討に入れていただ けたらと思います。

以上です。

委員長(北村 孝議員)

答弁、要りますか。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

次長。

住民部(新城正俊次長兼生活環境課長)

あわせて庁内のほうで検討させてください。よろしくお願いします。

委員長(北村 孝議員)

他に、ご質疑ありませんか。

小島委員。

委員(小島みゆき議員)

すみません、住民説明会があった中で、私のほうにもちょっと苦情とかも来てるんですけども、やっぱり「議会が勝手に決めたんか。もうこれで決まったんか」という、お話の説明の中ではちゃんと言われてると思うんですけど、そういうふうに取られて、「勝手に議員の意見でそんなん決めていいんか」という、ちょっとお叱りの声も届いたんですね。やっぱりただ突然聞かれて、こんな、何かやっぱり流れとしては、町の思いのほうにいっ

てたみたいで、そういう住民さんにもうちょっと、先ほどから何回もほかの議員さんもおっしゃってるみたいに説明を、もう少し時間をかけてやっていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

会場に来られた方はやっぱり一部の方が多かったということもあったので、本当にそれをどういうふうに町民さんに知らせていくのかなというのも、またちょっと検討しながらしていっていただけたら広く。もう決めてしまうと、やっぱり勝手に議員が決めたんやって、やっぱり責任を負い切れないなと思ってるんですね。

私自身も今本当に、いろんなお話を聞く中で、どれがいいかなということも思いますし、本当に先ほど前川議員が言われたみたいに広域での悪いところもやっぱり住民さんに知らせていかないと、その意見では反対、反対という声が多かったということもお聞きしてるので、それではやっぱり町の思いも伝わらないと思いますし、住民さんも本当に判断する材料がないんじゃないかなと思いますので、そちらのほうもちょっと検討していただけたらなというふうに思っています。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

先ほど今奈良議員から頂いたご意見も共通したところもあるかと思いますけども、住民 皆様への周知方法につきましては、今後も引き続き行っていく必要もありますし、近々に 行っていく必要も皆さん訴えておられますので、ちょっと前向きに検討させていただきた いと思います。

委員長(北村 孝議員)

小島委員。

委員(小島みゆき議員)

ですので、やっぱりもう9月で決めると言われたら、本当に松井議員も何度もおっしゃってるみたいに、本当にどうしたらいいのというのが、私自身も悩みます。本当にその責任をどこまで負っていけるのかなというのもありますし、何ぼ、その先には私はもういてないですけども、やっぱり今決めたことが次の世代、次の世代というふうに行くので、その責任はやっぱり決めた自分たちにもあると思うので、そこのところもよく考えていただきたいなと思います。

委員長(北村 孝議員)

答弁はよろしいですか。

委員(小島みゆき議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

他に、ご質疑ありませんか。

委員 (河野隆子議員)

はい。

委員長(北村 孝議員)

河野委員。

委員 (河野隆子議員)

モニタリングなんですけど、今度、この民設民営ですね。こっちのほうでモニタリング は行政と、あと事業者でモニタリングをして、あと住民と、それから議会に情報公開する というご説明がありました。

それで、長期包括のときはモニタリング委員会というのがありまして、年に2回ほど、2回やったと思うんですけど、開かれて、住民も入り、そしていろんな、自治会も入り、木材コンビナートの方も入ってたかな。議員も入り、そういったところでいろいろとクリーンセンターで焼いたのを分析ですね。ダイオキシンとかいろんな、そういった化学薬品というか、そういう分類ですね、ごみの。そこら辺もずうっと、資料も出していただいて議論をしたという流れがありました。

その中で、やっぱりごみはこれから、紙ごみはリサイクルしましょうとか、あと生ごみは水分を減らしましょうとか、ごみの減量化というのもいろいろとその中で話し合われてやってきたわけなんですけど、今回、私は進める立場ではないんですけれども、この公民連携協定のときにモニタリングね。ここは全く住民も入らないし議員も入らないと。後での情報公開というところの説明がありましたので、やっぱりこれは忠岡町としてモニタリング委員会ですか、そういったものをぜひ検討していただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

モニタリングに関しましては、これまでの説明をさせていただいたとおり、しっかりと 我々がチェックをして、住民の皆様にはしっかりと情報公開していくというところが基本 になろうかと思います。

それと、今議員がおっしゃられましたごみの減量化につきましては、これは今回のごみ処理事業とは別にやっておりますので、今回のごみ処理の基本計画を策定するということで、前回、一般住民の皆さんたくさん来ていただきましてワークショップも、学生の皆さんも共にやりまして、あんな形でたくさんの皆さんが、住民の皆さんが集まって、ごみに対していろいろ議論される場ができたというのは、本当に私自身も驚いていますし、よかったなというふうに思っております。そうした活動については今後ともまた、この計画というのはずっと続いていきますので、町のごみ事業として行ってまいりますし、その中で頂いた意見なんかは町のごみ処理行政に生かしていったりとか、そういうこともあろうか

と思いますので、ちょっと別な形にはなりますけども、住民様とのそうしたやり取りとい うのは今後も行っていけるのかなというふうには思います。

委員 (河野隆子議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

河野委員。

委員 (河野隆子議員)

減量のほうは別でやっているということと、やっぱりワークショップも私も見かけました。かなりやっぱり住民の方、ごみのことについてはいろいろと興味を持っておられるということも分かりました。

しかし、このモニタリングでやっぱり、今度は産廃も来るわけなんで、非常に今までと違ってもっといろいろと情報も知りたいし意見も言いたいと、そういった場がないので、やはり忠岡町独自のこのクリーンセンターに特化した、クリーンセンターという名前は変わるのか知りませんけど、できた場合ですよ。やはり住民が主体となって意見も述べれる。やっぱりさっきから住民置いてけぼりでいろいろとこの事業が進められたら、私たちも責任もあるところですし、やはり民主主義の問題で住民の方の意見を吸い上げると。議員もそこでいろいろと調査も、調査はここにありますけれども、モニタリングの中でいろんな意見も言えるし資料ももらえると、そういった委員会が必要ではないかと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

委員長(北村 孝議員)

答弁、要りますか。

委員 (河野隆子議員)

要ります。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

重ねた回答で申し訳ないんですけども、この公民連携事業に関しましては、我々事務方がしっかりとモニタリングをさせていただいて情報公開に努めるということで進めさせていただきたいと思いますので、ご理解よろしくお願いいたします。

委員 (河野隆子議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

河野委員。

委員 (河野隆子議員)

何遍やり取りしても一緒ですので、つくってほしいという要求はさせていただいて、終

わっておきます。

委員長(北村 孝議員)

他に、ご質疑ありませんか。

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

1個だけお聞きします。

産廃業者のことで、環境的な部分のリスクはもういろいろ出てるんですけど、私、1個思うのが反社組織ね。産廃業者って大体反社組織、結構多くて、そこ、首ひねられてるけど、府の産廃指導課って府警本部、入ってるんですよ。で、実際私も知り合いの方、産廃指導課で業者指導へ行ってる方、いてましたけど、もう刺される前提で、「分厚い辞書を入れて胸の前に抱えて行くねん」というのを実際聞いてるから、そういう業者さんが多いのも事実やと思うんですよ。

これ、業者選定する中で、そんな変な業者、入ってこえへんと思ってますけど、ただ搬入する、契約してる業者も含めてですけど、やっぱりそこら辺がどうなんと。忠岡町にそういう業者が何か入ってきたりとか、そういうのもないんかとか、逆に町側がSPCの産廃業者あるいは搬入してる業者側に、そういうごみ持ってこられたらとか、何か指導なり注意なりする機会があったときに、相手方業者がやっぱりちょっとそういう反社組織やったりとかして、公務員側、行政側が行きにくいとか接触しにくいとかとなったら、やっぱり言うべきものも言えなくなったりとかすることあると思うんですけど、そこら辺って考えてますか。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

一応、今回のSPCに申し込んでいただく要綱の中に、本町の暴力団の条例も含まれておりますし、指名願い云々のようなところも入っていくということで、一般的に公に活動されている企業につきましては、参入ができるというような形になろうかと思いますけども、実際に反社と呼ばれるような組織ですね。企業活動があるのかないのか分かりませんけども、それはちょっと入ってきにくいようではないかなと思いますけども、すみません、それ以上はちょっと答えがしにくいんですが。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

そこら辺、多分産廃の指導課とかあるじゃないですか。ああいうところにも聞きながら

やってもらったらと思いますけど、多分何か、やっぱり一定警察との連携というんですかね。そこら辺も、別に忠岡町内に1個警察のポストを置けとか、そこまで言わないですけど、やっぱり警察との連携は、その産廃業者という部分でやっていってもらえたらと思います。

以上です。

委員長(北村 孝議員)

答弁、谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

今、まだ構築されてませんけども、当然ながら地元警察との連携というのは必要であると思ってます。それと、せんだって弁護士ですね。法に当たらない部分でのところもありますので、弁護士と例えばケーススタディですね。こういったところがあったらどうしたらいいのかという法律相談は先日行ってまいりました。そうしたことで、今回の事業に関しても、そうした一定、警察機関であったりとか、そういうところの連携は必要だと思いますので、それはそれで頭に入れて進んでいきたいと思います。

委員長(北村 孝議員)

よろしいですか。

他に、ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(北村 孝議員)

ないようですので質疑を終結いたします。

以上で、案件1について終わりますが、今までの中で資料請求ありましたっけ。ちょっと私、ごめんなさい、覚えてなかったので。

委員(松井匡仁議員)

部長のほうから、またまとめて提出しますと先ほどおっしゃってました。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

議員の皆様がいろいろとお手元の資料にしていただくために、ごみの搬入できる想定する種類であったりとか、今日頂いたQ&Aをちょっと参考にしながら、ちょっと早々につくってまいりますので、出来次第お届けに上がりたいと思います。

委員長(北村 孝議員)。

これは総務事業まで。

委員(松井匡仁議員)

どうしますか。出てきますか。

委員長(北村 孝議員)

分かりませんけど、次のこの調査特別委員会までなのか。

委員(松井匡仁議員)

この後、議員会協議で。

委員長(北村 孝議員)

やりますけど、取りあえずそしたら資料を委員会として要求しますので、よろしく。今 部長がおっしゃってくれたようにお願いします。

住民部(谷野栄二部長)

早々にさせていただきます。

委員長(北村 孝議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

さっき、私、質問した中でね、要は9月議会からずれ込んだらどういうスケジュールになるかとか、そんなんとか、できたら欲しいんですけど、これは個人的にもらえばいいですか、じゃあ。やっぱり皆さん欲しいんやったら。ざっくりでいいので。

委員長(北村 孝議員)

それ、出せますか。要はスケジュールでしょう。ずれ込んだ場合の。

委員 (勝元由佳子議員)

スケジュールと、あと財政的にどういう損失というか、1年延びたら何億とか言うてはったでしょう。だからそこら辺の。

委員長(北村 孝議員)

この間、2億、3億の話があったけど。

委員 (勝元由佳子議員)

それは1年で。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

一応、今現在のスケジュールでいきますと、令和6年4月からごみの積み替え事業ができる予定になっております。これが1つ議会がずれてしまうと、単純に言いますと3か月、4か月延びるということになりますので、今、現地の焼却事業が延びてしまうということになりますね。契約上、2か月、3か月というのは常識的にないので、最低1年間は延びていくのかなということになります。

そうしていきますと、ちょっと費用想定でも出しておりますけども、長い40年間というスパンですけども、そこで見た状態ですが、億単位での差は出てくるのかなというふうには思います。短期的には変わりませんけども、長期的に見ればそうした億単位での差が出てくるのかなというふうに考えています。

委員長(北村 孝議員)

それは資料として出せますか。

住民部(谷野栄二部長)

今お配りしてますケース1,2,3で、金額想定を入れてると思いますけども、1と3の差は少なくてもあると思いますので、そこは出てくるかなと思っております。

委員長(北村 孝議員)

それで判断できますか、それとも資料。はい。

委員 (勝元由佳子議員)

できたら欲しいのは欲しいんですけど、今のちょっとご答弁を聞いてて、例えば9月議会が12月議会に延びたら数か月延びてますよね。だけど、結局、令和6年以降の委託は延びるかというところで、こちらのイメージは数か月ずれ込むんかなと、全部数か月ずれたら数か月ずれ込むんかなと思ったけど、結局数か月ずれても1年度単位でずれ込むと思ったらいいんですか。数か月では済まんということですね。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

ちょっとそうした協議はやってないんですけども、まあ常識的に考えたら1年契約になるのかなと思います。

委員 (勝元由佳子議員)

じゃあ、すみません。

委員長(北村 孝議員)

はい。

委員 (勝元由佳子議員)

最後、確認ですけど、これが12月議会に数か月ずれたら、もう1年度分委託契約が延びて、1年分まあ延びるということでいですよね、受け止めで。

委員長(北村 孝議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

ちょっと想定の域は出ないんですけども、そのような形になるのかなと思っております。 委員(勝元由佳子議員)

分かりました。

委員(松井匡仁議員)

すみません。

委員長(北村 孝議員)

はい。

委員(松井匡仁議員)

資料として出ないんなら、ちょっと今のお話で質問したいんですけれども。

委員長(北村 孝議員)

はい。

委員(松井匡仁議員)

これ、今、3か月延びたら1年延びると。どんだけの損益が出るというふうにされておりましたですけれども、これ、忠岡町にとって何が損やと、ほんまに何が損やと言うたら、説明しないことによって、周りの企業さん、その方々が忠岡町を出ていく。これ以上の損失はないんですよ。出ていくことばかり、お金を使うことばかり言うてますけれども、忠岡町の税収の大きな部分というのは、木材町で会社経営していただいてる方々の税収なんです。その方々の同意なしに進めて、了解なく進めて、その3か月で1年間の分、もったいないからってやって、その方々が、いや、これでは製品に灰つくとか、そんなことがあって、もし出ていくとなったら忠岡町にはこの上ない損失が出てくるんです。

そやから、先にいろんなことを説明してほしいと言うてるだけなんですけど、そんなことなんか全然関係ない話のような議論になってしもてるんで、そこの3か月間、僕は極端に1年、そんなもの全然かまへんと思ってる。その損失よりも周りの企業さんたち、これね、忠岡町の法人の住民税、こんなことを考えたら、あの方々たちが、もう本社移転するわ、出ていくわ。1社でも2社でももしなった場合、忠岡町は税収として大損害、多分立ち直られへんぐらいになりますわ。その辺、ちょっと考えていただきたいんです。

町長(杉原健士町長)

その辺は重々考えてますよ。重々考えてますし、そういう後ろ向きの話じゃなしに、忠岡町全体で今考えてる中で、私はこの方式が一番いいということで、今日は持ち上げてることで、そういう後ろ向きな話で、企業がどっかへ行くとか、そういうふうな議論に達するんかなという、その辺は循環型社会の中でという中で、売電の問題とかいうのもありますし、そういう、私はまだ個人的にしか話をしてませんけども、逃げますかって。何を根拠に逃げるって松井議員が言うてるんか分かりませんけれども、逃げるような企業は私、今ちらっと見て、大きな企業さん何社かありますけども、そういうことはお聞きしていませんが。すみません。

委員長(北村 孝議員)

一応、案件上、終わってますので。ただ、資料の請求で、どんだけ延びたらどんだけ損 失になる云々の話からこういう話になっちゃって、私も進行、えらい申し訳ないです。

要は資料は、その1と3とを比べて、その差額分ぐらいはと言うてはるので、それで判断できますか、勝元さん。出せますか、その。

委員 (勝元由佳子議員)

一応、すみません、今もう数か月延びたら1年度って言うてはるから。

委員長(北村 孝議員)

だから1か月、2か月、そんな契約、勝手なんはあれへんよって、最低でも1年やろというところですよね。

委員 (勝元由佳子議員)

そう。そこは分かったから、別にいいっちゃ、いいですけど。

委員長(北村 孝議員)

で、要は資料、いいんですか。分かったから要りませんね。要りますか。

委員 (勝元由佳子議員)

どうやろ。それなら、私、いい。

委員長(北村 孝議員)

いいですよね。はい、分かりました。

それなら、部長がおっしゃってくれたその資料だけ。その資料、そやけど、出してもら うの、いつまで。いつまでといっても総務まで間に合いますか。

住民部(谷野栄二部長)

頑張ってやります。

委員長(北村 孝議員)

それなら総務のときに。そやけど、皆入ってないから。総務委員だけやものな。 はい。

住民部(谷野栄二部長),

特別委員会の、今日、本日お集まりの皆様に提供させていただきます。

委員長(北村 孝議員)

取りあえずはね。はい、分かりました。一応手元にはお渡しするということで。 理事者のほうから、ほかに何かありませんか。

町長(杉原健士町長)

最後に。

委員長(北村 孝議員)

町長。

町長(杉原健士町長)

今日は何の議論も出てませんでしたけども、広域に行ったときの場合って、前川議員のところのお話の中でも、何が損になるんかというところはですね、例えば広域に行ったときに、忠岡町のあの施設を解体費用というのが出てきますんで、その辺のことも皆さんご理解しておいてほしいですよね。ざっとあれは、どう考えても15億から20億円ぐらいはかかると思うんですけれども、それがうちが単費で出さなあかんというのだけを、もうその時点で忠岡町がほぼほぼドボンになるんかなと。私が一番嫌ってる合併への道しるべになってしまうん違うかなと。財政破綻が起こって、そういうところになると思います。

委員(松井匡仁議員)

公約やないですか。

委員(是枝綾子議員)

今、これ質疑、質問をいろいろしたいなとまだ思ってるけども、協力して言わなかった んで、また委員会でさせていただきます。

委員長(北村 孝議員)

はい。それでは理事者の方には退席お願いいたします。

閉会に当たり、町長、挨拶お願いいたします。

町長(杉原健士町長)

えらい重要な時間に、またご熱心にいろいろ討議していただきましてありがとうございます。進むべき道は、私自身、これもう令和6年の3月末には火を消すというのを決めていますし、皆さんのご理解を得るようにもっともっと説明できることはやっていきたいんですけれども、相手もあって、松井先生も言ってましたように企業さんのそういう危惧もそれは想定には入れなあかんか分かりませんけども、そういう内容のこともありますし、また、このお話も、ずれることによって、せっかくのこの公民連携がポシャるという、1年ずれることによって企業さんが逃げてしまうという可能性もありますので、やっぱりその辺は私なりに考えたら、「忠岡町さん、あっ、議会でずれましたか。分かりました。じゃあ、さようなら」というような企業さんが出てきても困りますので、その辺も踏まえながら説明もしていきたいと思いますし、これ以上の方法しか私ども忠岡町としては考えてませんので、どうぞよろしくお願いします。私自身の政治生命にかかっていくんかなという危惧もしてますので、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

委員長(北村 孝議員)

それでは、忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会(第1回)を閉じます。町長、ありがと うございました。理事者の方には退席をお願いいたします。

(「午後3時27分」閉会)

以上、会議の顚末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。 令和4年9月13日

ごみ処理施設調査特別委員会委員長 北 村 孝

ごみ処理施設調査特別委員会委員 河 瀬 成 利